

改正案

現行

第五条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項第二号及び第四項並びに第二百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について再生事件又は更生事件（以下この条において「再生事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。）についての再生手続開始の申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について再生事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての再生手続開始の申立ては、当該株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該他の法人について再生事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、

6
10（略）

第五条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第二百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数又は有限会社の総株員の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第二百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について再生事件又は更生事件（以下この条において「再生事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての再生手続開始の申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社について再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、

4 子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総株員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第五十九条第三項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限り。）についての再生手続開始の申立ては、当該大会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社についての再生手続開始の申立ては、当該連結子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、

6
10（略）

(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国会社であるときは、日本における各代表者(日本に住所を有するものに限る。)の住所地(日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地)の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による処分がされた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を前項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

3・5 (略)

6 登記官は、第一項の規定により再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者について特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

7・8 (略)

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十二条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて会社法第九百三十八条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4・5 (略)

(再生手続開始の条件)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 (略)

二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三・四 (略)

(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による処分がされた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

3・5 (略)

6 登記官は、第一項の規定により再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

7・8 (略)

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十二条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて商法第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4・5 (略)

(再生手続開始の条件)

第二十五条 (同上)

一 (略)

二 裁判所に破産手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三・四 (略)

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立人である再生債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 再生債務者についての破産手続又は特別清算手続

二 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権(商法(明治三十二年法律第四十八号)又は会社法の規定によるものを除く。)による競売(次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債権に基づく強制執行等」という。)の手続で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

三・四 (略)

2 6 (略)

(再生手続開始の公告等)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九条の二第二項に規定する社債管理者等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一・二 (略)

三 再生債務者が発行した第百六十九条の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合(同条第三項の場合を除く。)でなければ行使することができない旨

2 5 (略)

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

2 4 (略)

(再生債務者等の行為の制限)

第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 (同上)

一 再生債務者についての破産手続、整理手続又は特別清算手続

二 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権(商法の規定によるものを除く。)による競売(次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債権に基づく強制執行等」という。)の手続で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

三・四 (略)

2 6 (略)

(再生手続開始の公告等)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九条の二第二項に規定する社債管理会社等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一・二 (略)

三 再生債務者が発行した第百六十九条の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理会社等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合(同条第三項の場合を除く。)でなければ行使することができない旨

2 5 (略)

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく財産開示手続は中止し、整理手続及び特別清算手続はその効力を失う。

2 4 (略)

(再生債務者等の行為の制限)

第四十一条 (同上)

が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一五 (略)

六 和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)

七 十 (略)

2 (略)

(事業の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第一号に規定する事業の重要な一部の譲渡について同項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2・3 (略)

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所にあてて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5・7 (略)

8 代替許可を得て第一項に規定する事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、会社法第四百六十九条及び第四百七十条の規定は、適用しない。

(別除権)

第五十三条 再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。第三項において同じ。)を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2・3 (略)

(監督委員による調査等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社等(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。)に対して

一五 (略)

六 和解又は仲裁合意

七 十 (略)

2 (略)

(営業の譲渡に関する株主総会の決議に代わる許可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の営業の全部又は重要な一部の譲渡について商法第二百四十五条第一項に規定する株主総会の決議に代わる許可を与えることができる。ただし、当該営業の全部又は重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2・3 (略)

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した住所にあてて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5・7 (略)

(新設)

(別除権)

第五十三条 再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権をいう。第三項において同じ。)を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2・3 (略)

(監督委員による調査等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社(再生債務者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権を有する場合における当

、その業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 再生債務者が株式会社である場合 再生債務者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）

二 再生債務者が株式会社以外のものである場合 再生債務者が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社

4 再生債務者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は再生債務者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該再生債務者の子会社等とみなす。

（相殺の禁止）

第九十三条 再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 三 （略）

四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。

2 （略）

（社債管理者等の費用及び報酬）

第二百二十条の二 社債管理者が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 社債管理者が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であつても、裁判所は、当該社債管理者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 （略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再

該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。再生債務者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該再生債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

（新設）

（新設）

4 再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該再生債務者の子会社とみなす。再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の有限会社の総株員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

（相殺の禁止）

第九十三条 （同上）

一 三 （略）

四 再生手続開始、破産手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。

2 （略）

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第二百二十条の二 社債管理会社が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 社債管理会社が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であつても、裁判所は、当該社債管理会社が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 （略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で

生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債

三 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

（削る）

（再生債権者を害する行為の否認）

第百二十七条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一 （略）

二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 （略）

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百二十七条の二 （略）

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 （略）

二 再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイから八までに掲げる者の

再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債

三 相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第一条第五項に規定する相互会社をいう。以下この号及び第百六十九条の二第三項において同じ。）が発行する社債に係る社債管理者 相互会社が発行する社債

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

五 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号、以下この号及び第百六十九条の二第三項において「旧資産流動化法」という。）第百九条に規定する特定社債管理者 旧資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債

（再生債権者を害する行為の否認）

第百二十七条 （同上）

一 （略）

二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 （略）

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百二十七条の二 （略）

2 （同上）

一 （略）

二 再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイから八までに掲げる者の

いずれかに該当する者

イ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 (略)

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第二百二十七条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一 再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。)があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り、

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

第三百三十八条 (略)

2 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え(前条第一項の訴え及び第四百十条第一項の規定により受継された訴訟手続を含む。)が係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

3・4 (略)

(再生計画の条項)
第五百五十四条 (略)

2 (略)

3 第六十六条第一項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画の定めによる再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する

いずれかに該当する者

イ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員議決権の過半数を有する者

ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員議決権の過半数を子会社又は親法人及び子会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社又は有限会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 (略)

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第二百二十七条の三 (同上)

一 再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。)があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り、

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(否認権限を有する監督委員の訴訟参加等)

第三百三十八条 (略)

2 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え(前条第一項の訴え及び第四百十条第二項の規定により受継された訴訟手続を含む。)が係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

3・4 (略)

(再生計画の条項)
第五百五十四条 (略)

2 (略)

3 第六十六条第一項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画の定めによる資本の減少に関する条項を定めることができる。この場合においては、株式の併合に関する

る条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。

4 第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集（同法第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものを除く。以下この章において同じ。）に関する条項を定めることができる。

（再生債務者の株式の取得等に関する定め）

第百六十一条 再生計画によって株式会社である再生債務者が当該再生債務者の株式の取得をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 再生債務者が取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 再生債務者が前号の株式を取得する日

2 再生計画によって株式会社である再生債務者の株式の併合をするときは、会社法第百八十条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 再生計画によって株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

4 再生計画によって株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

（募集株式を引き受ける者の募集に関する定め）

第百六十二条 株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、再生計画において、会社法第百九十九条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可）

第百六十六条 （略）

（募集株式を引き受ける者の募集を定める条項に関する許可）

第百六十六条の二 （略）

2 （略）

3 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該募集株式を引き受ける者の募集が再生債務者の事業の継続に欠くこ

条項又は再生債務者が発行する株式の総数についての定款の変更に関する条項をも定めることができる。

4 第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画において、株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めることができる。

（資本の減少等に関する定め）

第百六十一条 再生計画によって株式会社である再生債務者の資本を減少するときは、減少すべき資本の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 株式の消却をする場合 消却すべき株式の種類及び数並びに消却の方法

二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充てべき金額

2 再生計画によって再生債務者の株式の併合をするときは、その方法を定めなければならない。

（新設）

3 再生計画によって再生債務者が発行する株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

（新株の発行に関する定め）

第百六十二条 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款のある株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、株主以外の者に対して新株を発行しようとするときは、再生計画において、株主以外の者に対して発行することができる株式の種類及び数を定めなければならない。

（資本の減少等を定める条項に関する許可）

第百六十六条 （略）

（新株の発行を定める条項に関する許可）

第百六十六条の二 （略）

2 （略）

3 裁判所は、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款のある株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該新

とのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

4 (略)

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

第六十九條の二 再生債権である社債又は第六十條の二第六項各号に定める債権（以下この条において「社債等」という。）を有する者は、当該社債等について社債管理者又は同項各号に掲げる者（以下この条において「社債管理者等」という。）がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一 (略)

二 当該社債管理者等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあつた再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2 (略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六條第一項の社債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九條の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一條の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七條第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六條第一項ただし書、投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九條の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一條の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七條第四項ただし書の通知がされたとき。

(再生計画案の可決の要件)

第七十二條の三 (略)

2 6 (略)

7 第七十二條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときの第一項第一号又は前項の規定の適用については、当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権者の数に一を、再生計画案に同意する

株の発行が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

4 (略)

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

第六十九條の二 再生債権である社債又は第六十條の二第六項各号に定める債権（以下この条において「社債等」という。）を有する者は、当該社債等について社債管理会社又は同項各号に掲げる法人（以下この条において「社債管理会社等」という。）がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一 (略)

二 当該社債管理会社等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあつた再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2 (略)

3 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会、投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九條の五第五項に規定する投資法人債権者集会、相互会社が発行する社債に係る社債権者集会、資産の流動化に関する法律第一百一条第四項に規定する特定社債権者集会又は旧資産流動化法第一百一十條第四項に規定する特定社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

(再生計画案の可決の要件)

第七十二條の三 (略)

2 6 (略)

7 第一項第一号又は前項の場合において、第七十二條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときは、第一項第一号に規定する議決権者のうち再生計画案に同意するものの割合の算定については、

旨の議決権の行使をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

(再生計画により再生債務者の株式の取得等がされた場合の取扱い)

第百八十三条 第百五十四条第三項の規定により再生計画において再生債務者の株式の取得に関する条項を定めたときは、再生債務者は、第百六十一条第二号の日に、認可された再生計画の定めによつて、同項第一号の株式を取得する。

2 第百五十四条第三項の規定により再生計画において株式の併合に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることができる。この場合においては、会社法第百十六条及び第百七条の規定は、適用しない。

3 前項の場合には、会社法第百三十五条第二項において準用する同法第百三十四条第二項の許可の申立てに係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 第百五十四条第三項の規定により再生計画において資本金の額の減少に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、会社法第百四十九条及び第七百四十条の規定は、適用しない。

5 前項の場合には、会社法第百二十八条第一項第五号及び第二項第五号の規定にかかわらず、資本金の額の減少について、その無効の訴えを提起することができない。

6 第百五十四条第三項の規定により再生計画において再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによつて変更される。

7 第二項、第四項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生計画に募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めた場合の取扱い)

第百八十三条の二 第百五十四条第四項の規定により再生計画において募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めたときは、会社法第百九十九条第二項の規定にかかわらず、取締役の決定(再生債務者が取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会の決議)によつて、同項に規定する募集事項を定めることができる。この場合においては、同条第四項及び同法第百二十四条第一項の規定は、適用しない。

2 会社法第百二十一条第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の募集株式を引き受ける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生手続開始に伴う措置)

当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権者の数に一を、再生計画案に同意する旨の議決権の行使をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

(再生計画により資本の減少等がされた場合の取扱い)

第百八十三条 第百五十四条第三項前段の規定により再生計画において資本の減少を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本の減少をすることができる。

2 前項の場合においては、商法第百二十三条第一項から第四項まで、第三百七十六条及び第三百八十条の規定は、適用しない。

3 第百五十四条第三項後段の規定により再生計画において株式の併合を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることができる。

4 前項の場合においては、商法第百二十一条第一項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する。

5 第百五十四条第三項後段の規定により再生計画において再生債務者が発行する株式の総数について定款を変更することを定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによつて変更される。

6 第一項、第三項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる資本の減少、株式の併合又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生計画に新株の発行に関する条項を定めた場合の取扱い)

第百八十三条の二 第百五十四条第四項の規定により再生計画において株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めたときは、再生債務者は、商法第百八十条ノ五ノ二第一項本文の規定にかかわらず、認可された再生計画において定める種類及び数の新株を株主以外の者に対して発行することができる。

(新設)

2 前項に規定する新株の発行による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生手続開始に伴う措置)

第二百二十二条 (略)

2 4 (略)

5 第二項及び第三項の規定は、債権届出期間に変更を生じた場合について準用する。

(再生計画案の決議)

第二百三十条 (略)

2 3 (略)

4 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対して、同項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に同項の規定により定められた方法によりその旨を回答すべき旨を通知しなければならない。

5 (略)

6 第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。

7 再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者のうち第一百七十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものとあるときは、当該議決権者一人につき、議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

8 (略)

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第二百三十一条 (略)

2 小規模個人再生においては、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合にも、再生計画不認可の決定をする。

一 二 (略)

三 前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、当該無異議債権及び評価済債権(別除権の行使によつて弁済を受けることができる見込まれる再生債権及び第八十四条第二項各号に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。)に対する再生計画に基づく弁済の総額(以下「計画弁済総額」という。)が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の総額の十分の一を下回っているとき。

四 第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円以下の場合にお

第二百二十二条 (略)

2 4 (略)

5 第二項及び第三項の規定は、債権届出期間に変更を生じた場合について、第三項の規定は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。

(再生計画案の決議)

第二百三十条 (略)

2 3 (略)

4 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対して、前項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に書面でその旨を回答すべき旨を通知しなければならない。

5 (略)

6 第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。

7 前項の場合において、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者のうち第一百七十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものとあるときは、当該議決権者一人につき、前項に規定する議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加えて、前項の規定を適用するものとする。

8 (略)

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第二百三十一条 (略)

2 (同上)

一 二 (略)

三 前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、計画弁済総額が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の総額の十分の一を下回っているとき。

四 第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円以下の場合にお

いては、計画弁済総額が基準債権の総額の五分の一又は百万円のいずれが多い額（基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円）を下回っているとき。

五（略）

（再生手続の廃止）

第二百三十七条 小規模個人再生においては、第二百三十条第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

2（略）

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十二条 破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、再生手続開始の申立て等（再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合にあっては再生手続開始の申立て、再生手続開始によって効力を失った特別清算の手続における特別清算開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいい、再生計画取消しの決定であつて再生手続の終了前にされた申立てに基づくもの以外のものが確定した場合にあっては再生計画取消しの申立てをいう。以下この項において同じ。）は、当該再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一三（略）

26（略）

いては、当該無異議債権及び評価債権（別除権の行使によつて弁済を受けることができる）と見込まれる再生債権及び第八十四条第二項に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。）に対する再生計画に基づく弁済の総額（以下「計画弁済総額」という。）が基準債権の総額の五分の一又は百万円のいずれが多い額（基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円）を下回っているとき。

五（略）

（再生手続の廃止）

第二百三十七条 小規模個人再生においては、第二百三十条第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

2（略）

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十二条 破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、再生手続開始の申立て等（再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合にあっては再生手続開始の申立て、再生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいい、再生計画取消しの決定であつて再生手続の終了前にされた申立てに基づくもの以外のものが確定した場合にあっては再生計画取消しの申立てをいう。以下この項において同じ。）は、当該再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一三（略）

26（略）

(報告及び検査の拒絶等の罪) 第二百五十八條 (略) 2・3 (略) 4 第五十九條第三項に規定する再生債務者の子会社等(同條第四項の規定により再生債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者等が、その再生債務者の子会社等の業務に関し、同條第三項(第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。 (過料) 第二百六十六條 (略) 2 再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者が正当な理由なく第二百二十七條第六項(第二百四十四條において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出の要求に応じない場合には、十万円以下の過料に処する。	(報告及び検査の拒絶等の罪) 第二百五十八條 (略) 2・3 (略) 4 第五十九條第三項に規定する再生債務者の子会社(同條第四項の規定により再生債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)又は連結子会社の代表者等が、その再生債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同條第三項(第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。 (過料) 第二百六十六條 (略) (新設)
---	---

商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）	
改 正 案	現 行
（労働契約の取扱いに関する措置） 第五条 <u>会社法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継</u> に関しては、<u>会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）第一条第一項の規定による通知をすべき日まで</u>に、労働者と協議をするものとする。 2 （略）	（労働契約の取扱いに関する措置） 第五条 この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、<u>分割をする会社は、分割計画書又は分割契約書を本店に備え置くべき日まで</u>に、労働者と協議をするものとする。 2 （略）

改正案

現行

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続に相当するものをいう。

二・三 （略）

四 国内倒産処理手続 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。

五〇九 （略）

2 （略）

（法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等）

第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、債務者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 （略）

4 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を第一項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

一〇三 （略）

四 会社法（平成十七年法律第 号）第九百三十八条第一項第一号（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による登記

（定義等）

第二条 （同上）

一 外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続に相当するものをいう。

二・三 （略）

四 国内倒産処理手続 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続をいう。

五〇九 （略）

2 （略）

（法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等）

第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 （略）

4 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

一〇三 （略）

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十二条（同法第四百三十三条又は他の法律において準用する場合を含む。）又は第三百八十七条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による登記（同法第三百八十六条第一項第五号（他の法律において準用する場合を含む。）の処分の登記を除く。）

5・6 (略)

7 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十条 (略)

2・5 (略)

6 裁判所書記官は、第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、次に掲げる登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

一 債務者の財産に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百五十八条第一項第二号若しくは第二百五十九条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)、民事再生法第十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、会社更生法第二百六十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第三百三十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))又は会社法第九百三十八条第三項(同条第四項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定によりされた登記

二 (略)

7 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十七条 (略)

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令に相当する判断(第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。))がされる前であっても、することができる。

5・6 (略)

7 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十条 (略)

2・5 (略)

6 (同上)

一 債務者の財産に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百五十八条第一項第二号若しくは第二百五十九条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)、民事再生法第十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、会社更生法第二百六十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第三百三十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))又は商法第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定によりされた登記

二 (略)

7 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十七条 (略)

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。))がされる前であっても、することができる。

3・4 (略)

(承認管財人による調査)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社等(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。)に対して、その日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 債務者が株式会社である場合 債務者の子会社(会社法第二十一条第三号に規定する子会社をいう。)

二 債務者が株式会社以外のものである場合 債務者が株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。)の過半数を有する場合における当該株式会社

4 債務者(株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。)の子会社等又は債務者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該債務者の子会社等とみなす。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しの決定をしなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国倒産処理手続が、破産手続終結の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定又は特別清算終結の決定に相当する判断がされて終了したとき。

四 (略)

2・7 (略)

(中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)

第六十一条 (略)

2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産手続終結の決定があったとき、又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定したときは、当

3・4 (略)

(承認管財人による調査)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社(債務者が株式会社の総株主の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。)の過半数又は有限会社の総株主の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項において同じ。)の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)に対して、その日本国内における業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。債務者が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

4 債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該債務者の子会社とみなす。債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の有限会社の総株員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

第五十六条 (同上)

一・二 (略)

三 当該外国倒産処理手続が、破産手続終結の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令又は特別清算終結の決定に相当する判断がされて終了したとき。

四 (略)

2・7 (略)

(中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)

第六十一条 (略)

2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産手続終結の決定があったとき、又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確

該承認援助手続は、その効力を失つ。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第六十五条（略）

2・3（略）

4 第四十一条第三項に規定する債務者の子会社等（同条第四項の規定により債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者等が、その債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失つ。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第六十五条（略）

2・3（略）

4 第四十一条第三項に規定する債務者の子会社（同条第四項の規定により債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条―第九条の二）

第二章 有限責任中間法人

第一節（略）

第二節 社員（第二十三条―第二十七条の二）

第三節 管理

第一款―第三款（略）

第四款 計算等（第五十八条の二―第七十一条）

第四節―第六節（略）

第三章 無限責任中間法人

第一節・第二節（略）

第三節 管理（第一百二条―第一百六条）

第三節の二 計算（第一百六条の二―第一百六条の六）

第四節・第五節（略）

第六節 清算（第一百十二条―第一百二十一条の三）

第四章―第六章（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 有限責任中間法人 中間法人のうち、第二章第一節の規定により設立されたものをいう。

三（略）

四 基金 第二章第一節又は第四節第二款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。

五（略）

現 行

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章（同上）

第一節（略）

第二節 社員（第二十三条―第二十七条）

第三節（同上）

第一款―第三款（略）

第四款 計算等（第五十九条―第七十一条）

第四節―第六節（略）

第三章（同上）

第一節・第二節（略）

第三節 管理（第一百二条―第一百六条）

第四節・第五節（略）

第六節 清算（第一百十二条―第一百二十一条）

第四章―第六章（略）

附則

（定義）

第二条（同上）

一（略）

二 有限責任中間法人 中間法人のうち、第二章第一節の規定により設立されたものをいう。

三（略）

四 基金 第二章第一節又は第四節第二款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。

五（略）

(登記)

第七条 中間法人の登記においては、この法律の他の規定及び他の法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 (略)

2 5 (略)

(削る)

(登記の効力)

第七条の二 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(登記の期間)

第七条の三 この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

(従たる事務所の新設の登記)

第七条の四 中間法人の成立後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、当該従たる事務所の所在地においては三週間以内に第七条第一項から第三項までに掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七条の五 中間法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七条第一項から第三項までに掲げる事項を登記し、

(登記)

第七条 (同上)

一・二 (略)

三 主たる事務所及び従たる事務所

四 (略)

2 5 (略)

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十二条から第十四条まで、第六十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、中間法人の登記について準用する。この場合において、同法第六十一条中「本編」とあるのは「中間法人法又八同法二於テ準用スル本編」と、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第六十六条第一項中「第六十四条第一項」とあるのは「中間法人法第七条第一項乃至第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第一項から第三項までに掲げる事項を登記しなければならない。

2| 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(名称)

第八条 (略)

2 中間法人でない者は、その名称又は商号中に、中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(他の中間法人と誤認させる名称等の使用の禁止)

第八条の二 何人も、不正の目的をもって、他の中間法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2| 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある中間法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(自己の名称の使用を他人に許諾した中間法人の責任)

第八条の三 自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した中間法人は、当該中間法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(譲渡中間法人の競業の禁止)

第八条の四 事業を譲渡した中間法人(以下この章において「譲渡中間法人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下この項において同じ。)の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十年間は、同一の事業を行つてはならない。

2| 譲渡中間法人が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

3| 前二項の規定にかかわらず、譲渡中間法人は、不正の競争の目的をもって同一の事業を行つてはならない。

(譲渡中間法人の名称を使用した譲受中間法人の責任等)

(名称)

第八条 (略)

2 中間法人でない者は、その名称中に、中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第八条の五 事業を譲り受けた中間法人（以下この章において「譲受中間法人」という。）が譲渡中間法人の名称を引き続き使用する場合には、その譲受中間法人も、譲渡中間法人の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2| 前項の規定は、事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受中間法人が譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受中間法人及び譲渡中間法人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3| 譲受中間法人が第一項の規定により譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡中間法人の責任は、事業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4| 第一項に規定する場合において、譲渡中間法人の事業によって生じた債権について、譲受中間法人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

（譲受中間法人による債務の引受け）

第八条の六 譲受中間法人が譲渡中間法人の名称を引き続き使用しない場合においても、譲渡中間法人の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡中間法人の債権者は、その譲受中間法人に対して弁済の請求をすることができる。

2| 譲受中間法人が前項の規定により譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡中間法人の責任は、同項の広告があった日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

（民法の準用）

第九条 （略）

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（民法等の準用）

第九条 （略）

2| 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一| 商法第十九条、第三十条及び第三十一条 中間法人の名称が登記されている場合

二| 商法第二十条 不正の競争の目的で中間法人の名称と同一又は類似の商号又は名称が使用される場合

三| 商法第二十一条 他の中間法人の事業であると誤認させるべき商号又は名称が使用される場合

四| 商法第二十三条 中間法人が自己の名称を使用して営業又は事業をすることを他人に許諾した場合

五| 商法第二十四条 中間法人の名称を譲渡する場合

六| 商法第二十五条から第二十九条まで 中間法人が事業を譲渡し、又は営業若しくは事業を譲り受けた場合

3| 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第五条の規定は、次に掲げる規定に

(削る)

(削る)

(解散命令)

第九條の二 会社法（平成十七年法律第 号）第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八條第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五条、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は中間法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における中間法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(定款)

第十條 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する

規定する市について準用する。

一| 前項第一号において準用する商法第十九條

二| 前項第二号において準用する商法第二十條第二項

三| 前項第六号において準用する商法第二十五條第一項

4| 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

一| 商法第三十二條及び第三十六條 中間法人

二| 商法第三十三條（会社について適用される部分に限る。） 中間法人が作成すべき会計帳簿及び貸借対照表

三| 商法第三十四條（会社について適用される部分に限る。） 中間法人が作成すべき会計帳簿

四| 商法第三十五條 中間法人が作成した会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書

5| 商法第五十八條及び第五十九條の規定は、中間法人について準用する。この場合において、同法第五十八條第一項第三号中「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは、「無限責任中間法人ノ業務ヲ行フ社員又ハ有限責任中間法人ノ理事」と読み替えるものとする。

(新設)

(定款)

第十條 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

(新設)

ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3| 第一項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一（五）（略）

4| 会社法第三十条の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

（現物抛出等の方式）

第十一条 有限責任中間法人を設立する場合には、次に掲げる事項は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。

一・二（略）

三 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に支払うべき報酬を除く。）

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項（以下この節及び第四節第二款において「現物抛出事項」という。）は、同項の規定により定款に記載し、又は記録するほか、現物抛出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物抛出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一（略）

二 前条第三項各号及び前項各号に掲げる事項

三（略）

3（略）

（基金の募集）

第十四条 理事は、基金の総額（現物抛出者があるときは、定款に記載され、又は記録された現物抛出財産の価額を控除した額）を募集しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一（略）

二 払込みを取り扱う銀行等

3 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。ただし、同項の申込用紙にこれを記

2| 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（五）（略）

3| 商法第六十七条の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

（現物抛出等の方式）

第十一条（同上）

一・二（略）

三 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。）

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項（以下この節及び第四節第二款において「現物抛出事項」という。）は、同項の規定により定款に記載するほか、現物抛出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物抛出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一（略）

二 前条第二項各号及び前項各号に掲げる事項

三（略）

3（略）

（基金の募集）

第十四条 理事は、基金の総額（現物抛出者があるときは、定款に記載された現物抛出財産の価額を控除した額）を募集しなければならない。

2（同上）

一（略）

二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。ただし、同項の申込用紙

載したときは、この限りでない。

- 4 第一項の募集に応じて基金の抛出の申込みをする者は、第二項の申込用紙にその抛出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければならない。

5 (略)

- 6 理事が基金の抛出の申込みをした者に対してする通知又は催告は、第四項の住所(当該者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を理事に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

- 7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(現物抛出の調査等)

- 第十七条 理事は、定款に第十一条第一項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、選任された後遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、成立後の有限責任中間法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

- 4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

- 6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、理事に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

- 7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第十一条第一項各号に掲げる事項(第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。)を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物抛出者(現物抛出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならない。

- 8 現物抛出者は、前項前段の決定により現物抛出事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、当該現物抛出事項についての現物抛出者の現物抛出に係る意思表示を取り消すことができる。

(削る)

にこれを記載したときは、この限りでない。

- 4 第一項の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者は、第二項の申込用紙にその抛出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

5 (略)

(新設)

(新設)

(現物抛出の調査等)

- 第十七条 理事は、定款に第十一条第一項各号に掲げる事項の記載があるときは、選任された後遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

- 2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 裁判所は、第十一条第一項各号に掲げる事項(検査役の調査を経ていない事項を除く。)を不当と認めたときは、これを変更する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物抛出者(現物抛出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならない。

(新設)

- 4 前項前段の決定において現物抛出事項が変更された場合においては、当該現物抛出事項に

(削る)

9| 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 第十一条第一項第一号及び第二号に規定する財産について定款に記載され、又は記録された価格の総額が基金の総額の五十分の一を超えず、かつ、五百万円を超えない場合 当該各号に掲げる事項

二 第十一条第一項第一号又は第二号に規定する財産中の取引所の相場のある有価証券についての定款に記載され、又は記録された価格が当該有価証券の取引所の相場を超えない場合 当該有価証券についての当該各号に掲げる事項

三 (略)

10| 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 四 (略)

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

11| 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二項の検査役の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第三項の報酬の額の決定について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第七項の決定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(基金の抛出者となる権利の喪失)

第十七の二 基金を抛出すべき者のうち第十六条第一項の規定による払込み又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による現物抛財産の給付(以下この節において「基金抛出の履行」という。)をしていないものがある場合には、理事は、当該基金抛出の履行をしていない者に対して、期日を定め、その期日までに当該基金抛出の履行をしなければなら

についての現物抛出者の現物抛出に係る意思表示は、当該決定の確定後一週間以内に限り、取り消すことができる。この場合においては、定款を変更して設立に関する手続を続行することを妨げない。

5| 第三項前段の決定が確定したときは、定款は、当該決定に従つて変更されたものとみなす。ただし、前項前段に規定する場合における当該現物抛出事項の変更については、同項前段の規定により現物抛出に係る意思表示の取消しをした現物抛出者があるときは、この限りでない。

6| (同上)

一 第十一条第一項第一号及び第二号に規定する財産について定款に記載された価格の総額が基金の総額の五十分の一を超えず、かつ、五百万円を超えない場合 当該各号に掲げる事項

二 第十一条第一項第一号又は第二号に規定する財産中の取引所の相場のある有価証券についての定款に記載された価格が当該有価証券の取引所の相場を超えない場合 当該有価証券についての当該各号に掲げる事項

三 (略)

7| (同上)

一 四 (略)

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

(新設)

(新設)

い旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた者は、同項に規定する期日までに基金拋出の履行をしないときは、当該基金拋出の履行をすることにより基金の拋出者となる権利を失つ。

(払込金の保管証明)

第十七条の三 有限責任中間法人の成立時の社員又は理事は、第十六条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、同項の規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は第十六条第一項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもつて成立後の有限責任中間法人に対抗することができない。

(設立手続の調査)

第十八条 理事及び監事は、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第十七条第九項第一号に掲げる場合における同号に規定する財産について定款に記載され、又は記録された価格が相当であること。

二 第十七条第九項第三号に規定する証明（同号に規定する財産が不動産であるときは、同号の鑑定評価を含む。）が相当であること。

三 基金の総額について拠出者が確定していること。

四 基金拋出の履行が完了していること。

2 (略)

(登記)

第十九条 有限責任中間法人の設立の登記は、第十七条及び前条の手続の終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2・3 (略)

(基金の拋出に関する担保責任)

第二十条 (略)

2 有限責任中間法人の成立の時に基金のうち基金拋出の履行がされていないものがあるときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、第十六条第一項の規定による払込みがされていない額又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による給付がされていない現物拋出財産の価額を弁済する責任を負つ。

(新設)

(設立手続の調査)

第十八条 (同上)

一 前条第六項第一号に掲げる場合における同号に規定する財産について定款に記載された価格が相当かどうか。

二 前条第六項第三号に規定する証明（同号に規定する財産が不動産であるときは、同号の鑑定評価を含む。）が相当かどうか。

三 基金の総額について拠出者が確定したかどうか。

四 第十六条第一項の規定による払込み及び同条第三項前段の規定による現物拋出財産の給付が完了したかどうか。

2 (略)

(登記)

第十九条 有限責任中間法人の設立の登記は、前一条の手続の終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2・3 (略)

(基金の拋出に関する担保責任)

第二十条 (略)

2 有限責任中間法人の成立の時に基金のうち第十六条第一項の規定による払込み又は同条第三項前段の規定による現物拋出財産の給付がされていないものがあるときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拋出財産の価額を弁済する責めに任ずる。

3 有限責任中間法人の成立の時に於ける第十一条第一号又は第二号の財産の価格が定款に記載され、又は記録された価格に著しく不足するときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、当該有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責任を負ふ。

4 (略)

(財産の価格の証明等をした者の責任)

第二十条の二 前条第三項の規定は、第十七条第九項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(引受けの無効又は取消しの制限)

第二十条の三 基金の拠出者は、有限責任中間法人の成立後は、錯誤若しくは第十一条第二項の用紙若しくは第十四条第二項の申込用紙がその要件を欠いていることを理由として基金の拠出に係る意思表示の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として当該意思表示の取消しをすることができない。

(設立を賛助した者の責任)

第二十一条 第十四条第二項の申込用紙、基金の募集の広告その他当該基金の募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び有限責任中間法人の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者（理事を除く。）は、理事と同一の責任を負ふ。

3 有限責任中間法人の成立の時に於ける第十一条第一号又は第二号の財産の価格が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、当該有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責めに任ずる。

4 (略)

(財産の価格の証明等をした者の責任)

第二十条の二 前条第三項の規定は、第十七条第六項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、商法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(新設)

(商法の準用)

第二十一条 商法第七十八条、第七十九条、第八十九条、第九十一条前段及び第九十八条前段の規定は、有限責任中間法人の設立の場合について準用する。この場合において、同法第七十八条中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第十六条第一項」と、同法第七十九条第一項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第七十七条」とあるのは「中間法人法第十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「基金ノ額」とあるのは「基金ノ額」と、同条第三項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「有限責任中間法人成立当時ノ社員又ハ理事」と、同法第九十一条前段中「株式ヲ引受ケタル者」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式申込証ノ用紙」とあるのは「中間法人法第十一条第二項ノ書面又ハ同法第十四条第二項ノ申込用紙」と、同法第九十八条前段中「発起人」とあるのは「理事」と、「株式申込証ノ用紙、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは「中間法人法第十四条第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替えるものとする。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 会社法第八百三十四條(第一号及び第十八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号イ及びチに係る部分に限る。)の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第一項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

(社員名簿の記載事項等)

第二十七條 有限責任中間法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。

(削る)

(社員に対する通知等)

第二十七條の二 有限責任中間法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所(当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該有限責任中間法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 有限責任中間法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、有限責任中間法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

4 前項の場合には、同項の社員に対する有限責任中間法人の義務の履行を行う場所は、有限責任中間法人の住所とする。

(招集)

第二十九條 (略)

2・3 (略)

4 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 商法第八十八條、第一百五條第三項及び第四項、第九十九條、第一百十條、第一百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百十條中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及」とあるのは、「有限責任中間法人、其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替へるものとする。

(社員名簿の記載事項等)

第二十七條 有限責任中間法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。

2 商法第二百二十四條第一項及び第三項並びに第二百二十四條ノ二第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人の社員、基金の拠出の申込みをした者又は基金の拠出者に対する通知又は催告について準用する。

(新設)

(招集)

第二十九條 (略)

2・3 (略)

(新設)

(社員による招集請求)

第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2・4 (略)

5| 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の裁判所の許可について準用する。

(議事)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4| 第二項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、有限責任中間法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)(により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(理事等の説明義務)

第三十四条の二 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

第三十四条の三 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2| 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(社員総会に提出された資料の調査)

第三十四条の四 社員総会においては、その決議によって、理事及び監事が当該社員総会に提出した資料を調査する者を選任することができる。

(延期又は続行の決議)

第三十四条の五 社員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十

(社員による招集請求)

第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2・4 (略)

(新設)

(議事)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一条の規定は、適用しない。

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(削る)

(社員総会の決議の省略)

第三十五条の二 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2| 前項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による決議)

第三十五条の三 この法律又は定款の定めにより社員総会において決議をすべき場合において、社員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

2| この法律又は定款の定めにより社員総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、社員総会の決議と同一の効力を有する。

3| 社員総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(法人設立後二年以内の事業用財産の取得)

第三十七条 (略)

2 第十七条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

3 有限責任中間法人の使用人は、前項において準用する第十七条第九項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2| 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。

(新設)

(新設)

(法人設立後二年以内の事業用財産の取得)

第三十七条 (略)

2 理事は、前項の契約に関する調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

3 第十七条第六項及び第七項(第一号を除く。)の規定は前項の規定の適用について、商法第百八十一条第三項及び第百八十四条第二項の規定は前項の検査役の報告及びこの項において準用する第十七条第六項第三号の証明を記載した書面(この項において準用する同号に規定する財産が不動産であるときは、この項において準用する同号の鑑定評価を記載した書面を含む。)について、第二十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項第三号の証明又は鑑定評価をした者の義務又は責任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十一条第三項中「記載又

4 理事は、第二項において準用する第十七条第四項の報告の内容を第一項において準用する前条第一項の社員総会において開示しなければならない。

5 理事及び監事は、第二項において準用する第十七条第四項の報告を調査し、その結果を第一項において準用する前条第一項の社員総会に報告しなければならない。

(会社法の準用)

第三十八条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、社員総会について準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(理事の資格等)

第四十条の二 次に掲げる者は、理事となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律又は会社法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を

「記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替えるものとする。

4 有限責任中間法人の使用人は、前項において準用する第十七条第六項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

(新設)

(商法及び有限会社法の準用)

第三十八条 商法第二百三十五条、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百三十七条ノ四、第二百三十八条並びに第二百四十三条の規定は、社員総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「中間法人法第三十一条」と読み替えるものとする。

2 商法第八十八条、第二百五条第三項、第九十九条、第二百四十七条第一項、第二百四十八条、第二百五十条及び第二百五十一条の規定は、社員総会の決議の取消しを請求する訴えについて準用する。

3 商法第八十八条、第二百五条第三項、第九十九条及び第二百五十条の規定は、社員総会の決議が存在しないことの確認を請求する訴え及び社員総会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議の無効の確認を請求する訴えについて準用する。

4 商法第六十六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が前二項に規定する訴えを提起した社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

5 商法第二百五十三条第一項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十二条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、社員総会の決議をすべき場合について準用する。この場合において、商法第二百五十三条第一項中「記載又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録」とあるのは、「記載シタル書面」と、有限会社法第四十二条第一項本文中「書面又ハ電磁的方法(商法第三百三十条第三項ノ電磁的方法ヲ謂フ以下同シ)」とあるのは「書面」と、同条第二項及び第三項中「書面又ハ電磁的方法」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(新設)

除く。)

(解任)

第四十二条 (略)

2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該理事の解任を請求することができる。

3 会社法第八百五十五条、第八百五十六条及び第九百三十七条第一項(第一号又はに係る部分に限る。)の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第四十二条の二 理事が欠けた場合又は定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事(次項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時理事の職務を行うべき者を選任した場合には、有限責任中間法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号イに係る部分に限る。)(の規定は第二項の一時理事の職務を行うべき者の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は前項の報酬の額の決定について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(法人の代表)

第四十五条 (略)

2 4 (略)

(解任)

第四十二条 (略)

2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができる。

3 商法第八十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(新設)

(法人の代表)

第四十五条 (略)

2 4 (略)

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の職務を代行する者の権限)

第四十五条の二 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、有限責任中間法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行つた理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、有限責任中間法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の裁判所の許可について準用する。

(理事の報告義務)

第四十六条の二 理事は、有限責任中間法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責任を負う。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責任を負う。

3・4 (略)

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第二項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 (略)

(代表訴訟)

5 前項の理事の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(新設)

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

3・4 (略)

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 (略)

(代表訴訟)

第四十九条（略）

2）6（略）

7 会社法第八百四十八条、第八百四十九条（第二項及び第五項を除く。）、第八百五十条、第八百五十二条及び第八百五十三条の規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「中間法人法第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する会社法第八百五十条第二項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

第五十条 削除

（費用等の請求）

第五十五条の二 監事がその職務の執行について有限責任中間法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該有限責任中間法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

（有限責任中間法人に対する責任）

第五十六条 監事がその任務を怠ったときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2（略）

（第三者に対する責任）

第五十七条 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第四十九条（略）

2）6（略）

7 商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項又八第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第四十七条第四項」と、同条第六項中「前条第三項又八第四項」とあり、及び同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項又八第三項」と読み替えるものとする。

8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

（商法の準用）

第五十条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により理事の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十四条ノ二の規定は、理事について準用する。

（新設）

（有限責任中間法人に対する責任）

第五十六条 監事がその任務を怠ったときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2（略）

（第三者に対する責任）

第五十七条 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 (略)

(監事の連帯責任)

第五十七条の二 監事が有限責任中間法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、理事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする¹。

(準用規定)

第五十八條 第四十條の二、第四十二條及び第四十二條の二の規定は、監事について準用する¹。

2| 第四十九條第一項前段及び第二項から第六項まで並びに会社法第八百四十八條、第八百四十九條(第二項及び第五項を除く。)、第八百五十條、第八百五十二條及び第八百五十三條の規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第二百十條第五項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「中間法人法第五十六條第二項」と読み替えるものとする¹。

(会計の原則)

第五十八條の二 有限責任中間法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第五十八條の三 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2| 有限責任中間法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第五十八條の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

2 (略)

(新設)

(準用規定)

第五十八條 第四十二條並びに商法第二百五十四條ノ二、第二百五十八條及び第二百七十九條ノ二の規定は、監事について準用する。

2| 商法第二百七十八條の規定は、監事が損害賠償の責めに任ずる場合について準用する。

3| 第四十九條第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十八條ノ三の規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八條第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第五十八條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九條第二項又八第三項」と、同条第五項中「第二百六十六條第五項」とあるのは、「中間法人法第五十六條第二項」と、同条第六項中「前条第三項又八第四項」とあり、及び同法第二百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七條第三項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第五十八條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九條第二項又八第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(計算書類の作成及び承認)

第五十九条 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2| 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という。）を作成しなければならない。

一、四 (略)

3| (略)

(削る)

(計算書類の監査)

第六十条 理事は、定時社員総会前に、前条第二項の書類について監事の監査を受けなければならない。

2 理事は、定時社員総会の日から五週間前までに前条第二項各号に掲げる書類を、三週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 (略)

(計算書類等の公示)

第六十一条 有限責任中間法人は、第五十九条第二項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日の一週間前から五年間主たる事務所に、これらの書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前から三年間従たる事務所に、それぞれ備え置かなければならない。

2 (略)

(計算書類等の保存)

第六十一条の二 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の貸借対照表、同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該書類の附属明細書（以下この条及び次条において「計算書類等」という。）を作成した時から十年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

(計算書類等の提出命令)

第六十一条の三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類の作成及び承認)

第五十九条 (新設)

1| 理事は、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という。）を作成しなければならない。

一、四 (略)

2| (略)

3| 第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び同項の附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法は、法務省令で定める。

(計算書類の監査)

第六十条 理事は、定時社員総会前に、前条第一項の書類について監事の監査を受けなければならない。

2 理事は、定時社員総会の日から五週間前までに前条第一項各号に掲げる書類を、三週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 (略)

(計算書類等の公示)

第六十一条 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日の一週間前から五年間主たる事務所に、これらの書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前から三年間従たる事務所に、それぞれ備え置かなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第六十二条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

一 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

二 (略)

2 (略)

(損失てん補準備金)

第六十四条 有限責任中間法人は、貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える事業年度においては、当該事業年度に係る第五十九条第二項第四号に規定する議案(以下「剰余金処分案」という。)を承認する旨の定時社員総会における決議に基づき、当該超過額の二十分の一以上を積み立てなければならない。ただし、この項の規定により積み立てた金額(以下「損失てん補準備金」という。)が既に基金(代替基金を含む。)の総額に達しているときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げるもの(次項において「定款等」という。)を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 三 (略)

四 社員総会の議事録の写し(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。)

五 第三十五条の二第二項の書面又は電磁的記録(同項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。)

六 前号の書面又は電磁的記録の写し(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。)

七 従たる事務所

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一 定款等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第六十二条 (同上)

一 合併又は他の法人の営業若しくは事業の全部の譲受けによる場合

二 (略)

2 (略)

(損失てん補準備金)

第六十四条 有限責任中間法人は、貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える事業年度においては、当該事業年度に係る第五十九条第一項第四号に規定する議案(以下「剰余金処分案」という。)を承認する旨の定時社員総会における決議に基づき、当該超過額の二十分の一以上を積み立てなければならない。ただし、この項の規定により積み立てた金額(以下「損失てん補準備金」という。)が既に基金(代替基金を含む。)の総額に達しているときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 三 (略)

四 社員総会の議事録の謄本(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。)

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。)

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。)

七 従たる事務所

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項各号に掲げる書類の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(新設)

二 定款等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(社員の帳簿閲覧権)

第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人が業務を行うべき時間内は、いつでも、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

2 (略)

3 第二項の請求があつたときは、有限責任中間法人は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該有限責任中間法人の業務の遂行を妨げ、社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該有限責任中間法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又は会計の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又は会計の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(業務の執行に関する検査役の選任)

第七十条 有限責任中間法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、有限責任中間法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

(新設)

(社員の帳簿閲覧権)

第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人に対し、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 (略)

3 商法第二百九十三条ノ七の規定は、第一項の請求があつた場合について準用する。

(検査役による調査)

第七十条 有限責任中間法人の事業の遂行に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

3 裁判所は、前項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対して社員総会の招集を命ずることができる。

4 商法第八十一条第三項及び第八十四条第一項の規定は、前項の場合における第一項の検査役の報告を記載した書面について準用する。この場合において、同法第八十一条第三項中「記載又は記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替えるものとする。

6| 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、有限責任中間法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7| 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二項の検査役の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第三項の報酬の額の決定について、それぞれ準用する。

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第七十一条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に社員総会を招集すること。

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2| 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3| 前項に規定する場合には、理事及び監事は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（社員総会の決議）

第七十三条 （略）

2・3 （略）

4 前項前段に規定する場合には、現物抛出の決議は、現物抛出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物抛出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一 第十条第三項各号に掲げる事項

二 四 （略）

5 （略）

（基金の募集）

第七十四条 （略）

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事項を記載した基金の抛出の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一 （略）

（商法の準用）

第七十一条 商法第二百八十五条の規定は、有限責任中間法人の計算について準用する。この場合において、同条中「第三十四条」とあるのは、「中間法人法第九条第四項第三号」に於て準用スル第三十四条」と読み替えるものとする。

（社員総会の決議）

第七十三条 （略）

2・3 （略）

4 前項前段に規定する場合には、現物抛出の決議は、現物抛出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物抛出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一 第十条第二項各号に掲げる事項

二 四 （略）

5 （略）

（基金の募集）

第七十四条 （略）

2 （同上）

一 （略）

二 払込みを取り扱う銀行等

3 第一項の募集に応じて基金の拋出の申込みをする者は、前項の申込用紙にその拋出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項から第七項まで、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。この場合において、第十四条第六項中「第四項」とあるのは、「第七十四条第三項」と読み替えるものとする。

(現物拋出の調査等)

第七十五条 理事は、現物拋出の決議があるときは、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。ただし、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出財産の価格の総額が基金（代替基金を含む。）の総額の十分の一を超えず、かつ、増加すべき基金の額の五分の一を超えないとき、又は当該現物拋出財産の価格の総額が五百万円を超えないときは、この限りでない。

2 第十七条第二項から第八項まで、第九項（第一号を除く。）、第十項（第二号を除く。）及び第十一項並びに第三十七条第三項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第十七条第七項後段中「社員、理事」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

(基金の拋出に関する担保責任)

第七十八条 (略)

2 基金増加の効力発生時において、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み又は現物拋出財産の給付がされていないものがあるときは、理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拋出財産の価額を弁済する責任を負う。

3 基金増加の効力発生時における現物拋出財産の価格が現物拋出の決議において定められた価格に著しく不足するときは、当該現物拋出の決議に賛成した社員は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責任を負う。

4 前項の場合において、現物拋出の決議に関する議案を社員総会に提出した理事は、当該議案における現物拋出財産の価格と基金増加の効力発生時における当該現物拋出財産の価格との差額を限度として、有限責任中間法人に対し、連帯して、同項の不足額を弁済する責任を負う。この場合においては、第四十七条第三項の規定を準用する。

5 (略)

二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第一項の募集に応じて基金の拋出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拋出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

(現物拋出の調査等)

第七十五条 理事は、現物拋出の決議があるときは、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出財産の価格の総額が基金（代替基金を含む。）の総額の十分の一を超えず、かつ、増加すべき基金の額の五分の一を超えないとき、又は当該現物拋出財産の価格の総額が五百万円を超えないときは、この限りでない。

2 第十七条第二項から第五項まで、第六項（第一号を除く。）及び第七項（第二号を除く。）並びに第三十七条第四項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第十七条第三項後段中「社員、理事」とあるのは、「理事」と、同条第五項本文中「定款」とあるのは、「基金増加の定款変更決議」と読み替えるものとする。

(基金の拋出に関する担保責任)

第七十八条 (略)

2 基金増加の効力発生時において、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み又は現物拋出財産の給付がされていないものがあるときは、理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拋出財産の価額を弁済する責めに任ずる。

3 基金増加の効力発生時における現物拋出財産の価格が現物拋出の決議において定められた価格に著しく不足するときは、当該現物拋出の決議に賛成した社員は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責めに任ずる。

4 前項の場合において、現物拋出の決議に関する議案を社員総会に提出した理事は、当該議案における現物拋出財産の価格と基金増加の効力発生時における当該現物拋出財産の価格との差額を限度として、有限責任中間法人に対し、連帯して、同項の不足額を弁済する責めに任ずる。この場合においては、第四十七条第三項の規定を準用する。

5 (略)

（現物拠出財産の価格の証明等をした者の責任）

第七十八條の二 前条第三項の規定は、第七十五條第二項において準用する第十七條第九項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（基金増加無効の訴え）

第七十九條 （略）

2 （略）

3 会社法第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十條第一項前段、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（削る）

（準用規定）

第八十條 第十七條の二、第十七條の三、第二十條の三及び第二十一條の規定は、基金増加の場合について準用する。この場合において、第二十條の三中「第十一條第二項」とあるのは、「第七十三條第四項」と、同条及び第二十一條中「第十四條第二項」とあるのは、「第七十四條第二項」と読み替えるものとする。

（現物拠出財産の価格の証明等をした者の責任）

第七十八條の二 前条第三項の規定は第七十五條第二項において準用する第十七條第六項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、商法第九十三條第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（基金増加無効の訴え）

第七十九條 （略）

2 （略）

3 商法第八十八條、第二百五條第二項及び第三項、第九十九條、第三百三十七條、第二百八十九條第十七項並びに第二百八十九條ノ十八第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十九條ノ十八第一項中「新株ノ株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と読み替えるものとする。

4 商法第六十六條第二項及び第二百四十九條第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

（商法の準用）

第八十條 商法第七十八條、第七十九條、第八十九條、第九十一條前段及び第九十八條前段の規定は、基金増加の場合について準用する。この場合において、同法第七十八條中「前条第一項」とあるのは、「中間法人法第七十四條第四項ニ於テ準用スル同法第十六條第一項」と、同法第七十九條第一項中「株式引受人」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「第七十七條」とあるのは、「中間法人法第七十四條第四項ニ於テ準用スル同法第十六條第一項」と、「発起人」とあるのは、「理事」と、同条第二項中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式引受人」とあり、及び「株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式」とあるのは、「基金ノ額」と、同条第三項中「株式引受人」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、同法第九十八條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは、「理事」と、同法第九十一條前段中「株式ヲ引受ケタル者」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式申込証ノ用紙」とあるのは、「中間法人法第七十三條第四項ノ書面又ハ同法第七十四條第二項ノ申込用紙」と、同法第九十八條前段中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式申込証ノ用紙、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは、「中間法人法第七十四條第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替えるものとする。

（解散及び継続の登記）

第八十二条の二 有限責任中間法人が解散したときは、第八十一条第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

- 2 前条の規定により有限責任中間法人が継続したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、継続の登記をしなければならない。

（解散を求める訴え）

第八十三条 （略）

2 （略）

- 3 会社法第八百三十四条（第二十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（休眠中間法人のみなし解散）

第八十四条 休眠中間法人（有限責任中間法人であつて、当該有限責任中間法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠中間法人に対し二月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠中間法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

- 2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠中間法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。

- 3 第一項の規定により解散したものとみなされた休眠中間法人は、解散したものとみなされた後三年以内に限り、社員総会の決議により、有限責任中間法人を継続することができる。

- 4 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

（清算をすべき場合）

第八十五条 （略）

（新設）

（解散を求める訴え）

第八十三条 （略）

2 （略）

- 3 商法第八十八条及び第九十九条第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

（商法の準用）

第八十四条 商法第九十六条、第九十七条及び第四百六条ノ三の規定は、有限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七条中「第九十五条」とあるのは「中間法人法第八十二条」と、同法第四百六条ノ三第三項中「第三百四十三条」とあるのは「中間法人法第二十六条第二項」と読み替えるものとする。

（清算をすべき場合）

第八十五条 （略）

2| 有限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、解散の場合に準じて清算をしなければならない。

(清算人の就任)

第八十七条 (略)

2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した有限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した有限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5 裁判所は、前三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から有限責任中間法人を代表する清算人を定め、又は数人の清算人が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項から第四項までの規定による清算人の選任又は前項の規定による有限責任中間法人を代表する清算人の選定について準用する。

(清算人の登記)

第八十七条の二 前条第一項第一号に掲げる者が有限責任中間法人の清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、第七条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(清算人の解任)

第八十八条 (略)

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

3 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号八及び第三号イに係る部分に限る。))の規定は、前項

(新設)

(清算人の就任)

第八十七条 (略)

2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の請求により清算人を選任する。

3 商法第二百二十二条の規定は、有限責任中間法人が第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第八十七条の二 前条第一項第一号に掲げる者が有限責任中間法人の清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、第七条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(清算人の解任)

第八十八条 (略)

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の請求により清算人を解任することができる。

(新設)

の規定による清算人の解任について準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第八十九条の二 裁判所は、第八十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、有限責任中間法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

2 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。

（財産目録等の作成等）

第八十九条の三 清算人は、その就任後遅滞なく、有限責任中間法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表（以下この条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人は、財産目録等を社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 有限責任中間法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

4 第六十一条の三の規定は、財産目録等について準用する。

（貸借対照表等の作成等）

第八十九条の四 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（解散の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日））から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 有限責任中間法人は、前項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

3 第一項の貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4 有限責任中間法人は、第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書並びに監査報告書（次項において「貸借対照表等」という。）を、定時社員総会の日の一週間前の日（第三十五条の二第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主

（新設）

（新設）

（新設）

たる事務所に備え置かなければならない。

5| 第六十一条第二項の規定は、貸借対照表等について準用する。

6| 清算人は、第三項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

7| 前項の規定により提出された貸借対照表は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

8| 清算人は、第六項の規定により提出された事務報告書の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

9| 第六十一条の三の規定は、第一項の貸借対照表及びその附属明細書について準用する。

(債権者に対する公告等)

第八十九条の五| 有限責任中間法人は、解散した後、遅滞なく、当該有限責任中間法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2| 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第八十九条の六| 有限責任中間法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、有限責任中間法人は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2| 前項の規定にかかわらず、有限責任中間法人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、有限責任中間法人の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が数人あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3| 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の裁判所の許可について準用する。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第八十九条の七| 有限責任中間法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 前項の場合には、有限責任中間法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3| 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、有限責任中間法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

4| 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、「第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の鑑定人の選任について準用する。」

（基金の返還等の制限）

第九十条 （略）

2| 有限責任中間法人は、当該有限責任中間法人の債務を弁済した後でなければ、残余財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（清算からの除外）

第九十条の二 有限責任中間法人の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第八十九条の五第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2| 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

（清算事務の終了等）

第九十条の三 有限責任中間法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告書を作成しなければならない。

2| 清算人は、決算報告書を社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3| 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

（帳簿資料の保存）

第九十条の四 清算人は、有限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、有限責任中間法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2| 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3| 前項の規定により選任された者は、有限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清

（債務の弁済の順序）

第九十条 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4| 第二項の規定による選任の手續に関する費用は、有限責任中間法人の負担とする。

5| 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項の規定による帳簿資料を保存する者の選任について準用する。

（清算結了の登記）

第九十条の五 有限責任中間法人の清算が結了したときは、第九十条の第三第二項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（準用規定）

第九十一条 民法第八十一条の規定は、有限責任中間法人の清算について準用する。

2 第四十条の二、第四十二条の二、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二、第四十七条第二項から第四項まで及び第四十八条の規定は、有限責任中間法人の清算人（第四十五条第二項ただし書及び第三項前段の規定については、裁判所によって選任されたものを除く。）について準用する。

3 第四十九条第一項から第六項まで並びに会社法第八百四十八条、第八百四十九条（第二項及び第五項を除く。）、第八百五十条、第八百五十二条及び第八百五十三条の規定は、有限責任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中、「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及

（新設）

（準用規定）

第九十一条 民法第八十一条並びに商法第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十九条第三項、第三百十一条、第三百十四条、第四百九条第一項、第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一条から第四百二十三条まで、第四百二十四条第一項、第四百二十七条第一項及び第三項並びに第四百二十九条の規定は、有限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百二十三条第一項中、「業務執行社員」とあるのは、「中間法人法第八十七条第一項第一号ノ規定ニ依リ理事」と、同法第二百三十一条中、「社員二分派スル」とあるのは、「中間法人法第八十六条ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スベキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは、「ヲ引渡ス」と、同法第二百三十四条中、「前条」とあるのは、「中間法人法第九十一条第一項前段ニ於テ準用スル第四百二十七条第一項」と、同法第四百二十条第六項中、「第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グルモノ」と、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）とあるのは、「中間法人法第六十一条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類」と読み替えるものとする。

2 第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十七条第二項から第四項まで及び第四十八条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十四条ノ二の規定は、有限責任中間法人の清算人（第四十五条第二項ただし書及び第三項前段の規定については、裁判所によって選任されたものを除く。）について準用する。

3 第四十九条第一項から第六項まで並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、有限責任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中、「前条第三項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と、同条第五項中、「第二百六十六条第五項」とあるのは、「中間法人法第九十一条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条第四項」と、同条第六項中、「前条第三項又八

「第四百六十五条第二項」とあるのは、「中間法人法第九十一条第二項において準用する同法第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する会社法第八百五十条第二項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

5 第四十五条の二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

（理事に関する規定の清算人への適用）

第九十二条 有限責任中間法人が解散した場合には、次に掲げる理事に関する規定は、清算人に関する規定として清算人に適用があるものとする。

一 第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項、第三十四条の二、第三十四条の四、第三十五条の二、第三十七条第二項において準用する第三十七条第一項及び第六項並びに第三十七条第四項及び第五項

二 第五十二条第二項、第五十五条第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第五十七條の二

三 第七十一条

（定款の作成）

第九十三条 無限責任中間法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 第一項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
一 三 （略）

（設立無効の訴え及び設立取消しの訴え）

第九十五条 （略）

2 （略）

3 会社法第八百三十四条（第一号及び第十八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（

第四項」とあり、及び同法第二百六十八条ノ二第一項中、「第二百六十七条第三項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と読み替えるものとする。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

5 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

（理事に関する規定の清算人への適用）

第九十二条 （同上）

一 第二十九条、第三十条第一項、第三十五条第二項、第三十七条第二項、同条第三項前段において準用する商法第八十四条第二項、第三十八条第一項前段において準用する同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項並びに第二百三十八条、第三十八条第二項において準用する同法第二百四十七条第一項並びに第三十八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

二 第五十二条第二項、第五十五条第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第五十八條第二項において準用する商法第二百七十八條

三 第六十九条第三項において準用する商法第二百九十三条ノ七及び第七十条第四項前段において準用する同法第八十四条第二項

（定款）

第九十三条 無限責任中間法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

（新設）

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 三 （略）

（設立無効の訴え及び設立取消しの訴え）

第九十五条 （略）

2 （略）

3 商法第八十八条、第二百五条第三項、第九十九条、第一百条、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百条中「合併後存

第一号イ及びチに係る部分に限る。）の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（社員の責任）

第九十七条 無限責任中間法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、社員は、連帯してその弁済の責任を負う。

2・3 （略）
（削る）

（社員の抗弁）

第九十七条の二 社員が無限責任中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、無限責任中間法人が主張することができる抗弁をもつて当該無限責任中間法人の債権者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、無限責任中間法人がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

（加入した社員の責任）

第九十七条の三 無限責任中間法人の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた無限責任中間法人の債務についても、これを弁済する責任を負う。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第九十七条の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任中間法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

（退社した社員の責任）

第九十七条の五 退社した社員は、その登記をする前に生じた無限責任中間法人の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない無限責任中間法人の

続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社」とあるのは、「無限責任中間法人」と読み替えるものとする。

（社員の責任等）

第九十七条 無限責任中間法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2・3 （略）

4 商法第八十一条及び第八十二条の規定は無限責任中間法人の社員について、同法第八十三条の規定は無限責任中間法人の社員でない者に自己を無限責任中間法人の社員であると誤認させるべき行為があつたときについて、同法第九十三条第一項及び第二項の規定は無限責任中間法人を退社した者について、それぞれ準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

(業務の執行)

第百二条 (略)

2・3 (略)

7 第四十五条の二の規定は、仮処分命令により社員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

(法人の代表)

第百三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、無限責任中間法人が社員に対し、又は社員が無限責任中間法人に対して訴えを提起する場合において、当該訴えについて無限責任中間法人を代表する者(当該社員を除く。)が存しないときは、当該社員以外の社員の過半数をもって、当該訴えについて当該無限責任中間法人を代表する者を定めることができる。

(利益相反取引の制限)

第百六条 社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 社員が自己又は第三者のために無限責任中間法人と取引をしようとするとき。

二 無限責任中間法人が社員の債務を保証することその他社員でない者との間において無限責任中間法人と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

第三節の二 計算

(会計の原則)

第百六条の二 無限責任中間法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つてとらる。

(会計帳簿の作成及び保存)

第百六条の三 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 無限責任中間法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(業務の執行)

第百二条 (略)

2・3 (略)

7 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により社員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

(法人の代表)

第百三条 (略)

2・3 (略)

4 商法第七十九条の規定は、無限責任中間法人について準用する。

(商法の準用)

第百六条 商法第七十五条第一項の規定は無限責任中間法人と社員との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と社員以外の者との取引について、それぞれ準用する。

(新設)

(会計帳簿の提出命令)

第百六条の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表の作成及び保存)

第百六条の五 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度、貸借対照表を作成しなければならない。

3 無限責任中間法人は、貸借対照表を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。

(貸借対照表の提出命令)

第百六条の六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、貸借対照表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(解散を求める訴え)

第百十条 (略)

2 (略)

3 会社法第百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第百三十五条第一項、第百三十七条、第百三十八条、第百四十六条及び第百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第百十一条 第百十二条の二の規定は、無限責任中間法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第百一条第一項第三号又は第五号」とあるのは、「第百八条第三号又は第五号」と、同条第二項中「前条」とあるのは、「第百九条」と読み替えるものとする。

(清算をすべき場合)

第百十二条 (略)

2 無限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場

(解散を求める訴え)

第百十条 (略)

2 (略)

3 商法第百八十八条及び第百九条第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(商法の準用)

第百十一条 商法第百九十六条及び第百九十七条の規定は、無限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第百九十七条中「第百九十五条」とあるのは、「中間法人法第百九条」と読み替えるものとする。

(清算をすべき場合)

第百十二条 (略)

(新設)

合には、解散の場合に準じて清算をしなければならない。

(清算人の就任)

第百十四条 (略)

2 第百八条第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した無限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

3 設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した無限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

4 会社法第百六十八条第一項、第百七十一条、第百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第百七十五条及び第百七十六条の規定は、前二項の規定による清算人の選任について準用する。

(清算人の解任)

第百十五条 (略)

2 第百八条第二項及び第三項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。

(清算人の無限責任中間法人に対する損害賠償責任)

第百十六條の二 清算人は、その任務を怠つたときは、無限責任中間法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第百十六條の三 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

(清算人の職務)

第百十七條 第百八十九條及び第百八十九條の三(第二項を除く。)の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「作成しなければならない」とあるのは、「作成し、各社員にその内容を通知しなければならない」と読み替えるものとする。

2 無限責任中間法人は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(法人の代表)

第百十八條 (略)

2・3 (略)

(清算人の就任)

第百十四條 (略)

2 商法第百二十二條の規定は、無限責任中間法人が第百八条第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(新設)

(新設)

(清算人の解任)

第百十五條 (略)

2 第百八条第二項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。

(新設)

(新設)

(清算人の職務)

第百十七條 第百八十九條の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

(新設)

(法人の代表)

第百十八條 (略)

2・3 (略)

4 裁判所は、第百十四条第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から無限責任中間法人を代表する清算人を定め、又は数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。

5 (略)

6 会社法第百六十八條第一項、第百七十一條、第百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、第百七十五條及び第百七十六條の規定は、第四項の規定による無限責任中間法人を代表する清算人の選定について準用する。

(清算事務の終了等)

第百十九條の二 無限責任中間法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。

2 社員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(準用規定)

第百二十條 第百八十七條の二、第百八十九條の二、第百八十九條の七、第九十條第二項及び第九十條の五並びに民法第百八十一條の規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、第百八十七條の二第一項中、「前条第一項第一号」とあるのは、「第百十四條第一項第一号」と、「第七條第二項第五号から第七号まで」とあるのは、「第七條第三項各号」と、「第百八十九條の二第一項中、「第百八十七條第二項から第四項まで」とあるのは、「第百十四條第二項又は第三項」と、第九十條の五中、「第九十條の三第二項」とあるのは、「第百十九條の二第一項」と読み替えるものとする。

2 第百四十五條の二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 第百六條の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

(削る)

(任意清算)

第百二十一條 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によつて、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、当該無限責任中間法人が第百八條第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この條の規定及び当該財産の処

4 商法第百二十九條第三項の規定は、第百十四條第二項に規定する場合について準用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。

5 (略)

(新設)

(新設)

(民法及び商法の準用)

第百二十條 民法第百八十一條並びに商法第百二十三條第一項及び第二項、第百二十五條、第百三十條第一項及び第四項、第百三十一條並びに第百三十三條から第百三十四條ノ二までの規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第百二十三條第一項中「業務執行社員」とあるのは、「中間法人法第百十四條第一項第一号ノ規定ニ依リ社員」と、同法第百三十一條中「社員ニ分配スル」とあるのは、「中間法人法第百十三條ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スベキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と読み替えるものとする。

2 商法第七十條ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 商法第七十五條第一項の規定は無限責任中間法人と清算人との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

4 商法第百四十三條及び第百四十五條第一項の規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第百四十五條第一項中「第八十條」とあるのは、「中間法人法第九十七條」と読み替えるものとする。

(任意清算)

第百二十一條 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によつて、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、当該無限責任中間法人が第百八條第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この條の規定及び当該財産の処

分の方法に従い、清算をすることができる。この場合においては、第百十三条から前条までの規定は、適用しない。

24 (略)

5 第一項前段の場合には、無限責任中間法人は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

6 会社法第八百六十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第八百六十四条の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第八百六十三条第一項第一号中「第六百七十条」とあるのは、「中間法人法第二百一十一条第二項から第四項まで」と読み替えるものとする。

7 第一項前段の規定により無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、その財産の処分を完了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(帳簿資料の保存)

第百二十一条の二 清算人（前条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、無限責任中間法人を代表する社員）は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、無限責任中間法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、無限責任中間法人の負担とする。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の規定による帳簿資料を保存する者の選任について準用する。

(社員の責任の消滅時効)

分の方法に従い、清算をすることができる。この場合においては、第百十三条から第百十九条まで及び前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

24 (略)

5 商法第百七十七条第一項後段、第百十八条及び第百十九条ノ二の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十八条第一項中「前条第三項」とあるのは、「中間法人法第二百一十一条第二項乃至第四項」と、同法第百十九条ノ二中「第百七十七条第一項」とあるのは、「中間法人法第二百一十一条第一項前段」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第二百一十一條の三 第九十七條に規定する社員の責任は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない無限責任中間法人の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

(中間法人と中間法人との合併)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

3 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十条第一項又は第九十三条第一項に規定する者に代えて、合併をする各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の定款は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(合併無効の訴え)

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 会社法第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六條及び第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(の規定は中間法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの項において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(削る)

(商業登記法の準用)

第五百一十一條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七條から第十五條まで、第十七條から第二十七條まで、第三十一條、第三十三條、第四十七條第一項、第四十八條から第五十三條まで、第七十九條、第八十二條、第八十三條及び第三十二條から第四十八條までの規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場

(新設)

(中間法人と中間法人との合併)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

3 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十条第一項又は第九十三条第一項に規定する者に代えて、合併をする各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない。

(新設)

(合併無効の訴え)

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 商法第八十八條、第二百五條第二項及び第三項、第百六條並びに第百八條から第百一十條までの規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百十條中「其ノ社員及」とあるのは、「其ノ社員、理事及監事並」と読み替えるものとする。

4 商法第百六條第二項及び第二百四十九條第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した有限責任中間法人の社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

(商法及び商業登記法の準用)

第五百一十一條 商法第九條及び第十一條の規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第九條中「商業登記簿」とあるのは、「中間法人登記簿」と読み替えるものとする。

2 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七條から第

合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 商業登記法第四十六條第一項から第三項まで、第四十七條第二項（第六号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号を除く。）、第五十四條第一項及び第四項、第五十六條、第七十一条第一項、第二項及び第三項本文、第七十二条から第七十五条まで、第八十条（第二号、第九号及び第十号を除く。）並びに第八十一条（第九号及び第十号を除く。）の規定は、有限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 商業登記法第九十三條、第九十四條（第一号及び第三号を除く。）、第九十六條第一項、第九十八條第一項、第二項及び第三項本文、第九十九條第一項、第一百條第二項及び第三項、第一百一条並びに第一百八條第一項（第四号を除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定は、無限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十五條まで、第十七條から第二十七條まで、第三十一条、第三十三條、第四十二條、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一条第一項、第二項及び第三項本文、第六十二條、第六十三條、第六十四條第二項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條並びに第七十條から第七十二条までの規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「商法」とあるのは、中間法人法第九條第二項第六号において準用する商法」と、同法第三十三條第一項及び第四十二條中「商法」とあるのは「中間法人法第九條第二項第一号において準用する商法」と、同法第五十六條第二項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「中間法人法第九十九條第二項又は同法第九十四條第二項」と、同法第六十二條第一項中「業務執行社員」とあるのは「有限責任中間法人の理事又は無限責任中間法人の社員（中間法人法第三十三條第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。）」と、同法第二項、第六十三條第二項及び第六十四條第二項中「商法」とあるのは「中間法人法第九十一条第一項前段又は第二百十條第一項前段において準用する商法」と読み替えるものとする。

3| 商業登記法第八十條（第三号、第六号、第七号及び第九号を除く。）、第八十一条、第八十二條、第九十條（第一項第五号及び第八号を除く。）、第九十一条、第九十一条の二及び第九十四條の規定は、有限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において「同法第八十條第二号中「株式」とあるのは「基金の拠出」と、同法第四号中「商法第七十三條第二項第三号」とあるのは「中間法人法第七十七條第六項第三号」と、同法第八号中「取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員（商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役をいう。第八十一条において同じ。）、執行役及び代表執行役）」とあるのは「理事及び監事」と、同法第八十一条第一項中「取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「理事又は監事」と、同法第八十二条中「新株発行」とあるのは「基金増加」と、同法第一号中「株式」とあるのは「基金の拠出」と、同法第二号中「商法第二百八十八條ノ八第二項において準用する同法第七十三條第二項第三号」とあるのは「中間法人法第七十五條第二項において準用する同法第七十七條第六項第三号」と、同法第九十條第一項第二号中「株主総会若しくは社員総会」とあるのは「社員総会」と、同項第三号中「商法第一百條第一項（同法第四百四十七條において準用する場合を含む。）」とあるのは「中間法人法第三百三十一条第一項」と、同法第四百四十二條第一項（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第四百四十七條第一項から第三項まで」と、「催告（商法第四百四十二條第一項ただし書（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告）」とあるのは「催告」と、同項第六号中「合併により資本」とあるのは「合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに合併により代替基金」と、「商法第四

百十三條ノ第二項」とあるのは、「中間法人法第百三十條第二項及び第三項」と、同条第二項中「第七十九條第二項及び第九十四條第二項」とあるのは、「中間法人法第百五十一條第三項前段において準用する第九十四條第二項」と、同法第九十一條第一項第一号中「第五号まで」とあるのは、「第四号まで」と、同項第二号中「第八号及び第九号」とあるのは「及び第八号」と、同項第三号中「商法第四百十三條ノ第二項」とあるのは「合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに中間法人法第百三十條第二項及び第三項又は第百四十六條第三項及び第四項」と、同条第二項中「第七十九條第二項及び第九十四條第二項」とあるのは「中間法人法第百五十一條第三項前段において準用する第九十四條第二項」と、同法第九十一條の二第一項中「商法」とあるのは「中間法人法第八十四條前段において準用する商法」と、同法第九十四條第二項中「有限会社法第四十一條」とあるのは「中間法人法第三十八條第五項」と読み替えるものとする。

4 商業登記法第五十四條、第五十五條第二項、第六十條、第六十四條第一項、第六十七條及び第六十八條第一項の規定は、無限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第六十四條第一項中「商法」とあるのは「中間法人法第百二十一條第五項前段において準用する商法」と、同法第六十七條第一号中「消滅会社」とあるのは「合併契約書及び合併により消滅する無限責任中間法人」と、同条第二号中「商法第百條第一項（同法第百四十七條において準用する場合を含む。）」とあるのは「中間法人法第百三十九條第一項」と、「催告（同法第百條第四項（同法第百四十七條において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告）」とあるのは「催告」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法の準用）

第百五十二條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六條第一項及び第二項、第百二十七條から第百三十二條ノ二まで、第百三十二條ノ四、第百三十二條ノ五、第百三十四條から第百三十五條ノ八まで、第百三十六條前段、第百三十六條ノ二、第百三十七條前段、第百三十七條ノ二、第百三十八條、第百三十八條ノ三から第百三十八條ノ七まで、第百三十九條（第三号及び第七号を除く。）並びに第百四十條の規定は、中間法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（署名に代わる記名押印）

第百五十三條 この法律又はこの法律において準用する商法の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

（銀行とみなす場合）

第百五十五條 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十

一条第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文（第七十四条第四項において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項第二号、第二十一条前段及び第八十条前段において準用する商法第七十八條及び第八十九條並びに第五百五十一条第三項前段において準用する商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十一号に掲げる業務

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会 同条第六項第九号に掲げる業務

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第八号、第八十七條第四項第八号、第九十三條第二項第八号又は第九十七條第三項第八号に掲げる業務

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九第五項第一号（同法第九条の八第二項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる業務

五 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三條第三項第八号又は第五十四條第四項第八号に掲げる業務

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八條第二項第十四号又は第五十八條の二第一項第十二号に掲げる業務

（理事等の特別背任罪）

第百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項若しくは第五十八條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項前段に規定する一時職務を行うべき者又は事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 有限責任中間法人の清算人、仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者又は第九十一条第二項において準用する商法第二百五十八條第二項前段に規定する一時職務を行うべき者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。

3 （略）

（理事等の特別背任罪）

第百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第四十二条の二第二項（第五十八條第一項において準用する場合を含む。）の一時職務を行うべき者又は事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該有限責任中間法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 有限責任中間法人の清算人、仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者又は第九十一条第二項において準用する第四十二条の二第二項の一時職務を行うべき者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。

3 （略）

(虚偽文書行使罪)

第百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者又は基金の募集の委託を受けた者（法人であるときは、その取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人）が、基金の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある第十四条第二項又は第七十四条第二項に規定する申込用紙、基金の募集の広告その他の基金の募集に関する文書を行使したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第百六十一条の二 第百五十七条、第百五十八条、第百六十条及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2) 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一条の例に従つ。

(過料に処すべき場合)

第百六十二条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員（第百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。）、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第四十二条の二第二項（第五十八条第一項又は第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の一時職務を行うべき者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律に定める登記をすることを怠ったとき。
- 二 この法律若しくはこの法律において準用する会社法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
- 三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
- 四 この法律に定める調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法に定める事項について、官庁又は社員総会に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六・七 (略)

八 第二十九条第三項の規定又は第七十一条第一項（第二号を除く。）の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかつたとき。

九 第三十四条の二の規定（当該規定が第九十二条第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む。）に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかつたとき。

十・十一 (略)

(虚偽文書行使罪)

第百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者又は基金の募集の委託を受けた者（法人であるときは、その取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人）が、基金の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある第十四条第二項若しくは第七十四条第二項に規定する申込用紙又は基金の募集の広告その他の基金の募集に関する文書を行使したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(過料に処すべき場合)

第百六十二条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員（第百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。）、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十一条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行うべき者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠ったとき。
- 二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
- 三 この法律又はこの法律において準用する商法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
- 四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する商法に定める事項について、官庁又は社員総会に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六・七 (略)

八 第二十九条第三項の規定又は第七十条第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかつたとき。

九 第三十八条第一項前段において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項の規定（当該規定が第九十二条第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む。）に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかつたとき。

十・十一 (略)

十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九条第二項若しくは第八十九条の四第一項の附属明細書、第八十九条の三第一項（第百七十七条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十一条第五項の財産目録、第八十九条の四第一項の事務報告書、第九十条の三第一項の決算報告書又は第百三十四条第一項若しくは第百四十八条第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第八十九条の四第四項、第百二十七条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項、第百四十三条第一項若しくは第二項又は第百四十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かなかったとき。

十四 十七（略）

十八 清算の結了を遅延させる目的で、第八十九条の五第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第八十九条の六の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十 第九十条第二項（第百二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、中間法人の財産を引き渡したとき。

二十一 第九十一条第一項又は第百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

二十二・二十三（略）

十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九条第一項若しくは第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十条第一項の附属明細書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百十九条第一項、第百二十条第一項前段において準用する同法第三百十条第一項若しくは第百二十一条第五項前段において準用する同法第百七十七条第一項後段の財産目録、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十条第一項の事務報告書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第百三十四条第一項若しくは第百四十八条第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第百二十七条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項、第百四十三条第一項若しくは第二項、第百四十八条第一項又は第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十条第五項の規定に違反して、書類を備え置かなかったとき。

十四 十七（略）

十八 第九十一条第一項前段又は第百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

十九 第九十一条第一項前段又は第百二十条第一項前段において準用する商法第三百十一条の規定に違反して、中間法人の財産を引き渡したとき。

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十二・二十三（略）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（自己の株式の処分の制限等）

第五条 （略）

2 旧商法第二百十條ノ第二項の決議に基づいて株式を買い受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、会社法（平成十七年法律第百八十八條第一項の）第二編第二章第八節の規定は、適用しない。

（単元株式等に関する経過措置）

第九条 （略）

2ノ4 （略）

5 この法律の施行の際現に存する株式会社（第二項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）であつて一単元の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生の条件とする会社法第百八十八條第一項の一単元の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合において、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、当該株式会社は、同法第百八十三條第二項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。

6・7 （略）

8 会社法第二百十九條及び第二百二十條の規定は第五項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、同法第九百七十六條第二号の規定はこの項において準用する同法第二百十九條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付）

第二十條 （略）

2 会社法第二百十九條及び第二百二十條の規定は前項の場合について、同法第九百七十六條第二号の規定はこの項において準用する同法第二百十九條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（自己の株式の処分の制限等）

第五条 （略）

2 旧商法第二百十條ノ第二項の決議に基づいて株式を買い受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、新商法第二百十一條の規定は、適用しない。

（単元株式等に関する経過措置）

第九条 （略）

2ノ4 （略）

5 この法律の施行の際現に存する株式会社（第二項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）であつて一単元の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生の条件とする新商法第二百十一條第一項の一単元の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合において、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、取締役会は、新商法第二百十八條第一項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。この場合においては、同条第二項及び新商法第二百十九條の規定は、適用しない。

6・7 （略）

8 新商法第二百十六條並びに第三百五十條第一項及び第二項の規定は第五項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、新商法第四百九十八條第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付）

第二十條 （略）

2 新商法第二百十六條及び第三百五十條第一項の規定は前項の場合について、新商法第四百九十八條第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

改 正 案	現 行
附 則 （取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置） 第六条 （略） 2 この法律の施行後に前項の新株の引受権が行使された場合には、株式会社は、新株の発行に代えて、その有する自己の株式を当該新株の引受権を行使した者に移転することができる。この場合においては、<u>会社法（平成十七年法律第 号）第二編第二章第八節の規定は、適用しない。</u>	附 則 （取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置） 第六条 （略） 2 この法律の施行後に前項の新株の引受権が行使された場合には、株式会社は、新株の発行に代えて、その有する自己の株式を当該新株の引受権を行使した者に移転することができる。この場合においては、<u>新商法第二百十一条の規定は、適用しない。</u>

改正案

現行

目次

目次

第一章・第二章（略）

第一章・第二章（略）

第三章 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第三章（同上）

第一節 第四節（略）

第一節 第四節（略）

第五節 更生会社の役員等の責任の追及（第九十九条―第一百三条）

第五節 更生会社の役員等の責任の追及（第九十九条―第一百三条）

第六節 第九節（略）

第六節 第九節（略）

第四章 第十三章（略）

第四章 第十三章（略）

附則

附則

（定義）

（定義）

第二条（略）

第二条（略）

2 この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百六十七条に規定する条項を定めた計画をいう。

2 この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百六十七条に規定する条項を定めた計画をいう。

3 9（略）

3 9（略）

10 この法律において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法（平成十七年法律第 号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時ににおける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

10 この法律において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時ににおける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11（略）

11（略）

12 この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

12 この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

13 この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14（略）

14 この法律において「株主等」とは、株主又は端株主をいう。

14（略）

15（略）

15
(略)

第五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、株式会社が他の株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」という。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」という。)についての更生手続開始の申立ては、子株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親株式会社及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有することができる。

16
(略)

第五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、次に掲げる地方裁判所にもすることができる。

一 株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所

二 株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。)である株式会社についての更生事件が係属する地方裁判所

三 株式会社が商法第二百十一条ノ二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。)に該当する場合における同条第一項に規定する親会社についての更生事件が係属する地方裁判所

四 株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第一項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項に規定する連結子会社(当該株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。)についての更生事件が係属する地方裁判所

五 株式会社が商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社に該当する場合における同項に規定する他の株式会社(当該他の株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。)についての更生事件が係属する地方裁判所

六 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

(新設)

(新設)

する場合には、当該他の株式会社を当該親株式会社の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5| 第一項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該他の株式会社について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社に⁶ 第一項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にもすることができる。

7| 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、更生事件は、先に更生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

（更生事件の移送）

第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があるときは、職権で、更生事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一・二 （略）

三 第五条第二項から第六項までに規定する地方裁判所

（更生手続開始の申立て）

第十七条 （略）

2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

（解散後の株式会社による更生手続開始の申立て）

第十九条 清算中、特別清算中又は破産手続開始後の株式会社がその更生手続開始の申立てをするには、会社法第三百九条第二項に定める決議によらなければならない。

（新設）

3| 前二項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、更生事件は、先に更生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

（更生事件の移送）

第七条 （同上）

一・二 （略）

三 第五条第二項各号に掲げる地方裁判所

（更生手続開始の申立て）

第十七条 （略）

2 （同上）

一 当該株式会社の資本の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第四十六条第七項第一号、第八十六条の二第二項第二号及び第三号並びに第百十四条第一項第六号において同じ。）の十分の一以上を有する株主

（解散後の株式会社による更生手続開始の申立て）

第十九条 清算中、特別清算中又は破産手続開始後の株式会社がその更生手続開始の申立てをするには、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

(疎明)

第二十條 (略)

2 第十七條第二項の規定により債権者又は株主が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の数を疎明しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第二十四條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続

二 五 (略)

2 8 (略)

(更生手続開始前における商事留置権の消滅請求)

第二十九條 開始前会社の財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人)は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2 5 (略)

(準用)

第三十四條 (略)

2 3 (略)

4 第六十五條の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役、執行役又は清算人が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。

5 第六十六條第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人について準用する。

(取締役等の管財人の適性に関する調査)

第三十七條 裁判所は、監督委員に対して、開始前会社の取締役、会計参与、監査役、執行役

(疎明)

第二十條 (略)

2 第十七條第二項の規定により債権者又は株主が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の数を疎明しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第二十四條 (同上)

一 開始前会社についての破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続

二 五 (略)

2 8 (略)

(更生手続開始前における商事留置権の消滅請求)

第二十九條 開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人)は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2 5 (略)

(準用)

第三十四條 (略)

2 3 (略)

4 第六十五條の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の営業の部類に属する取引をする場合について準用する。

5 第六十六條第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。

(取締役等の管財人の適性に関する調査)

第三十七條 裁判所は、監督委員に対して、開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人

、会計監査人若しくは清算人若しくはこれらの者であつた者又は發起人、設立時取締役若しくは設立時監査役であつた者のうち裁判所の指定する者が管財人又は管財人代理の職務を行うに適した者であるかどうかについて調査し、かつ、裁判所の定める期間内に当該調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

(更生手続開始前の調査命令)

第三十九条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第二百二十五条第二項に規定する調査命令を発することができる。

一 (略)

二 第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第四十条の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 (略)

(更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分)

第四十条 (略)

2 (略)

(更生手続開始の決定)

第四十一条 裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあつた場合において、同条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、更生手続開始の決定をする。

一 (略)

二 裁判所に破産手続、再生手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三・四 (略)

2 (略)

(更生手続開始の公告等)

第四十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理者等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一～四 (略)

(開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であつた者を含む。)のうち裁判所の指定する者が管財人又は管財人代理の職務を行うに適した者であるかどうかについて調査し、かつ、裁判所の定める期間内に当該調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

(更生手続開始前の調査命令)

第三十九条 (同上)

一 (略)

二 第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第四十条の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 (略)

(更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分)

第四十条 (略)

2 (略)

(更生手続開始の決定)

第四十一条 (同上)

一 (略)

二 裁判所に破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三・四 (略)

2 (略)

(更生手続開始の公告等)

第四十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一～四 (略)

五 更生会社が発行した社債について社債管理者等（社債管理者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第百九十条第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2
（略）

3 次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一 （略）

二 知れている株主

三・四 （略）

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者に対しては、同項の規定による通知をすることを要しない。

一 （略）

二 更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合 知れている株主

5
（略）

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第四十五条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一 株式の消却、併合若しくは分割、株式無償割当て又は募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集

二 募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集、新株予約権の消却又は新株予約権無償割当て

三 資本金又は準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。以下同じ。）の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第四百六十一条第一項各号に掲げる行為

五 解散又は株式会社の継続

六 募集社債（会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集

七 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転

八 （略）

九 （事業の譲渡）

2
（略）

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（会社法第四百六十七条

五 更生会社が発行した社債について社債管理会社等（社債管理会社又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第百九十条第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2
（略）

3 （同上）

一 （略）

二 知れている株主等

三・四 （略）

4 （同上）

一 （略）

二 更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合 知れている株主等

5
（略）

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第四十五条 （同上）

一 株式の消却、併合又は分割

二 新株、新株予約権又は社債の発行

三 利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配

四 株式交換、株式移転、会社の分割又は合併

五 資本の減少

六 解散、会社の継続又は有限会社への組織変更

七 （略）

八 （営業譲渡）

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項が

2
（略）

（営業譲渡）

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項が

第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 (略)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容

二 (略)

5 前項の規定による株主に対する通知は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が更生会社若しくは管財人に通知した場所若しくは連絡先にあてて、することができる。

6・7 (略)

8 第四項から前項までの規定は、第二項の規定による更生会社の事業の全部の譲渡若しくは事業の重要な一部の譲渡に係る契約の相手方が更生会社の特別支配会社（会社法第四百六十八条第一項に規定する特別支配会社をいう。）である場合又は第二項の許可の時において更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 (略)

10 第二項の許可を得て更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、会社法第二編第七章の規定は、適用しない。

(相殺の禁止)

第四十九条 更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 三 (略)

四 更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「更生手続開始の申立て等」という。）があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、更生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。

2 (略)

ら第八項までの規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 (略)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる営業の内容

二 (略)

5 前項の規定による株主に対する通知は、株主名簿に記載された住所又は株主が更生会社若しくは管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6・7 (略)

8 第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時において更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 (略)

(新設)

(相殺の禁止)

第四十九条 (同上)

一 三 (略)

四 更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「更生手続開始の申立て等」という。）があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、更生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。

2 (略)

(他の手続の中止等)

第五十条 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等若しくは企業担保権の実行又は更生債権等に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失つ。

2 11 (略)

(続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い)

第五十一条 (略)

2 前項本文に規定する手続(更生債権等を被担保債権とする留置権であつて、商法又は会社法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。)又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたとき(その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき)は、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社)に対して、当該金銭に相当する額(前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額)の金銭を交付しなければならない。

3 (略)

(取締役等の競業の制限)

第六十五条 更生会社の取締役、執行役又は清算人は、更生手続開始後その終了までの間にあって自己又は第三者のために更生会社の事業の部に属する取引をしようとするときは、会社法第三百五十六条第一項(同法第四百十九条第二項又は第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、管財人に対し、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項本文の取引をした取締役、執行役又は清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

(削る)

3 更生会社の取締役、執行役又は清算人が第一項本文の規定に違反して同項本文の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役、清算人又は第三者が得た利益の額は、更生会社が生じた損害の額と推定する。

(他の手続の中止等)

第五十条 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等若しくは企業担保権の実行又は更生債権等に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、整理手続及び特別清算手続はその効力を失つ。

2 11 (略)

(続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い)

第五十一条 (略)

2 前項本文に規定する手続(更生債権等を被担保債権とする留置権であつて、商法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。)又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたとき(その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき)は、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社)に対して、当該金銭に相当する額(前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額)の金銭を交付しなければならない。

3 (略)

(取締役等の競業禁止義務)

第六十五条 更生会社の取締役又は執行役は、更生手続開始後その終了までの間にあって自己又は第三者のために更生会社の営業の部に属する取引をするには、商法第二百六十四条第一項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、管財人に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項本文の取引をした取締役又は執行役は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3 更生会社の取締役又は執行役が第一項本文の規定に違反して自己のために取引をしたときは、管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4 更生会社の取締役又は執行役が第一項本文の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により取締役若しくは執行役又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被つた損害の額と推定する。ただし、管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたとき

(取締役等の報酬等)

第六十六条 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人は、更生会社に対して、更生手続開始後その終了までの間の報酬等(会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等)をいう。次項において同じ。)を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人が受ける個人別の報酬等の内容は、会社法第三百六十一条第一項(同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

(管財人の選任)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

(管財人の権限)

第七十二条 (略)

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一五 (略)

六 和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)

七 十 (略)

三 七 (略)

(更生会社及び子会社に対する調査)

第七十七条 管財人は、更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人及び使用人その他の従業者並びにこれらの者であった者並びに発起人、設立時取締役及び設立時監査役であった者に対して更生会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は更生会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、その職務を行うため必要があるときは、更生会社の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)に対してその業務及び財産の状況につき報告を求め、又はそ

は、この限りでない。

(取締役等の報酬)

第六十六条 更生会社の取締役、執行役及び監査役は、更生手続開始後その終了までの間は、更生会社に対して報酬を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における取締役、執行役及び監査役が受ける個人別の報酬の内容は、商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

(管財人の選任)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

(管財人の権限)

第七十二条 (略)

2 (同上)

一五 (略)

六 和解又は仲裁合意

七 十 (略)

三 七 (略)

(更生会社及び子会社に対する調査)

第七十七条 管財人は、更生会社の取締役、執行役、監査役、清算人及び使用人その他の従業者並びにこれらの者であった者に対して更生会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は更生会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、その職務を行うため必要があるときは、更生会社の子会社(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)

の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

（管財人の競業の制限）

第七十九条 管財人は、自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、裁判所に対し、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取引をした管財人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を裁判所に報告しなければならない。
（削る）

3 管財人が第一項の規定に違反して同項の取引をしたときは、当該取引によって管財人又は第三者が得た利益の額は、更生会社に生じた損害の額と推定する。

（管財人の報酬等）

第八十一条 （略）

2 管財人は、その選任後、更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された会社に対する債権又は更生会社若しくは当該会社の株式若しくは持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 5 （略）

（財産の価額の評定等）

第八十三条 （略）

2 4 （略）

5 前項の貸借対照表及び財産目録に記載し、又は記録すべき財産の評価については、法務省令の定めるところによる。

（裁判所への報告）

第八十四条 管財人は、更生手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員等責任査定決

（又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）に対してその業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

（管財人の競業禁止義務）

第七十九条 管財人は、自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、裁判所に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取引をした管財人は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を裁判所に報告しなければならない。

3 管財人が第一項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、当該管財人以外の管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4 管財人が第一項の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により管財人又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被った損害の額と推定する。ただし、当該管財人以外の管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたときは、この限りでない。

（管財人の報酬等）

第八十一条 （略）

2 管財人は、その選任後、更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社に対する債権又は更生会社若しくは当該株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 5 （略）

（財産の価額の評定等）

第八十三条 （略）

2 4 （略）

5 前項の貸借対照表及び財産目録に記載すべき財産の評価については、法務省令の定めるところによる。

（裁判所への報告）

第八十四条 （同上）

一・二 （略）

三 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員等責任査定決

定]を必要とする事情の有無

四 (略)

2 (略)

(財産状況報告集会への報告)

第八十五条 (略)

2 前項の関係人集会においては、裁判所は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主から、管財人の選任並びに更生会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

3・4 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第八十六条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 (略)

二 更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があつた後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第八十六条の二 (略)

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 更生会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)

二 (略)

三 更生会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社(法人が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社をいう。以下この号において同じ。)又は親法人(子株式会社である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。)及び子株式会社が有する場合における当該親法人

定]を必要とする事情の有無

四 (略)

2 (略)

(財産状況報告集会への報告)

第八十五条 (略)

2 前項の関係人集会においては、裁判所は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等から、管財人の選任並びに更生会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

3・4 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第八十六条 (同上)

一 (略)

二 更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があつた後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第八十六条の二 (略)

2 (同上)

一 更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人

二 (略)

三 更生会社の総株主の議決権の過半数を子会社(法人が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総株員の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。以下この号において同じ。))の過半数を有する場合における当該株式会

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第八十六条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 更生会社が支払不能になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「更生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り、

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第五節 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 裁判所は、更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる保全処分をすることができる。

一 発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人(以下この節において「役員等」という。)の責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

二 役員等(設立時監査役、会計参与、監査役、会計監査人及び清算人を除く。)に対する会社法第五十二条第一項、第二百十三条第一項又は第二百八十六条第一項の規定による不足額の支払請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

2・5 (略)

(役員等の責任の査定の手続)

第一百条 裁判所は、更生手続開始の決定があつた場合において、前条第一項各号に規定する請求権が存在し、かつ、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、決定で、当該請求権の額その他の内容を査定する裁判(以下この節において「役員等責任査定決定」という。)をすることができる。

2 (略)

3 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなけ

社又は有限会社をいう。以下この号において同じ。)又は親法人(子会社である株式会社又は有限会社の総株主の議決権の過半数又は総社員の議決権の過半数を有する法人をいう。以下この号において同じ。)及び子会社が有する場合における当該親法人

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第八十六条の三 (同上)

一 更生会社が支払不能になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「更生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り、

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第五節 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 (同上)

一 取締役、執行役、監査役、発起人又は清算人(以下この節において「役員」という。)の責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

二 役員(監査役及び清算人を除く。)に対する株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社の成立後に譲り受けることを約した財産の価額若しくは不足額の支払請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

2・5 (略)

(役員等の責任の査定の手続)

第一百条 裁判所は、更生手続開始の決定があつた場合において、前条第一項各号に規定する請求権が存在し、かつ、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、決定で、当該請求権の額その他の内容を査定する裁判(以下この節において「役員等責任等査定決定」という。)をすることができる。

2 (略)

3 裁判所は、職権で役員等責任等査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなけ

ればならない。

4 (略)

5 役員等責任査定決定の手続（役員等責任査定決定があつた後のものを除く。）は、更生手続が終了したときは、終了する。

（役員等責任査定決定等）

第百一条 役員等責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならぬ。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員等を審尋しなければならない。

3 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員等責任査定決定に対する異議の訴え）

第百二条 役員等責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 (略)

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員等であるときは管財人を、管財人であるときは役員等を、それぞれ被告としなければならない。

4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員等責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

（役員等責任査定決定の効力）

第百三条 前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

（担保権消滅許可の決定）

第百四条 裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権（以下この款において「担保権」という。）がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべ

ればならない。

4 (略)

5 役員責任等査定決定の手続（役員責任等査定決定があつた後のものを除く。）は、更生手続が終了したときは、終了する。

（役員責任等査定決定等）

第百一条 役員責任等査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならぬ。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員を審尋しなければならない。

3 役員責任等査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員責任等査定決定に対する異議の訴え）

第百二条 役員責任等査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 (略)

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは管財人を、管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任等査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6 役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

（役員責任等査定決定の効力）

第百三条 前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、役員責任等査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

（担保権消滅許可の決定）

第百四条 裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権（以下この款において「担保権」という。）がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべての担保権を消

ての担保権を消滅させることを許可する旨の決定をすることができる。

2 8 (略)

(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第一百十條 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八八条第一項又は第一百十二条第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八八条第一項若しくは第一百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第七七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を更生会社に交付する。

3 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

(関係人集会の招集)

第一百十四條 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

一 三 (略)

四 第一百十七条第七項に規定する株主委員会

五 六 (略)

2 (略)

(更生債権者委員会等)

第一百十七條 (略)

2 6 (略)

7 第一項の規定は株主をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会(第二百一十一條において「株主委員会」という。)がある場合について、それぞれ準用する。

滅させることを許可する旨の決定をすることができる。

2 8 (略)

(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第一百十條 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八八条第一項又は第一百十二条第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。ただし、被申立担保権者の有する担保権の性質に反するときは、この限りでない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八八条第一項若しくは第一百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第七七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を更生会社に交付する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、第一項本文の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項前段の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

(関係人集会の招集)

第一百十四條 (同上)

一 三 (略)

四 第一百十七条第七項に規定する株主等委員会

五 六 (略)

2 (略)

(更生債権者委員会等)

第一百十七條 (略)

2 6 (略)

7 第一項の規定は株主等をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会(以下「株主等委員会」という。)がある場合について、それぞれ準用する。

(準用)
第二百一十一条 前三条の規定は、更生担保権者委員会又は株主委員会がある場合について準用する。

(代理委員)

第二百一十二条 更生債権者等又は株主は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 一の更生債権者等又は一の株主について代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 (略)

6 更生債権者等又は株主は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(裁判所による代理委員の選任)

第二百一十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主が著しく多数である場合において、これらのうちの前に前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 6 (略)

(報償金等)

第二百一十四条 裁判所は、更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、管財人の申立てにより又は職権で、管財人が、更生会社財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2 (略)

(調査命令)

第二百一十五条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

(準用)
第二百一十一条 前三条の規定は、更生担保権者委員会又は株主等委員会がある場合について準用する。

(代理委員)

第二百一十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主等に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主等のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 一の更生債権者等又は一の株主等について代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 (略)

6 更生債権者等又は株主等は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(裁判所による代理委員の選任)

第二百一十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主等が著しく多数である場合において、これらの者のうちの前に前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 6 (略)

(報償金等)

第二百一十四条 裁判所は、更生債権者等、株主等若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、管財人の申立てにより又は職権で、管財人が、更生会社財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2 (略)

(調査命令)

第二百一十五条 (同上)

一 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 四 (略)

2 6 (略)

(共益債権となる請求権)

第百二十七条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 更生債権者等及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
二 七 (略)

(社債管理者等の費用及び報酬)

第百三十一条 第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があるとき、当該社債管理者等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 前項の社債管理者等が同項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた第一項の社債管理者等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4 5 (略)

(退職手当の請求権の届出の特例)

第百四十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、更生会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人の退職手当の請求権について準用する。

(更生債権等の調査)

第百四十五条 裁判所による更生債権等の調査は、前条第二項及び第三項に規定する事項について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主及び更生会社の書面による異議に基づいてする。

一 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 四 (略)

2 6 (略)

(共益債権となる請求権)

第百二十七条 (同上)

一 更生債権者等及び株主等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
二 七 (略)

(社債管理会社等の費用及び報酬)

第百三十一条 第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があるとき、当該社債管理会社等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 前項の社債管理会社等が同項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた第一項の社債管理会社等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4 5 (略)

(退職手当の請求権の届出の特例)

第百四十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の退職手当の請求権について準用する。

(更生債権等の調査)

第百四十五条 裁判所による更生債権等の調査は、前条第二項及び第三項に規定する事項について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主等及び更生会社の書面による異議に基づいてする。

(一般調査期間における調査)

第四百七十七条 届出をした更生債権者等及び株主は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、書面で異議を述べることができる。

2 (略)

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主(第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあつては、管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等及び株主)に送達しなければならない。

4・5 (略)

(特別調査期間における調査)

第四百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 届出をした更生債権者等及び株主にあつては前項の更生債権等についての第四百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、更生会社にあつては当該更生債権等の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができる。

5 (略)

(異議等のない更生債権等の確定)

第五百十条 第四百四十六条第二項各号に定める事項は、更生債権等の調査において、管財人が認め、かつ、届出をした更生債権者等及び株主が調査期間内に異議を述べなかつたとき(前条第一項の更生債権等の調査においては、管財人が同条第三項前段の規定による異議を述べなかつたとき)は、確定する。

2 (略)

3 第一項の規定により確定した事項についての更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者等及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(更生債権等査定決定)

第五百十一条 異議等のある更生債権等(更生債権等であつて、その調査において、その内容(一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。))について管財人が認めず、若しくは第四百四十九条第三項前段の規定による異議を述べ、又は届出をした更生債権者等若しくは株主が異議を述べたものをいう。)を有する更生債権者等は、異議者

(一般調査期間における調査)

第四百七十七条 届出をした更生債権者等及び株主等は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、書面で異議を述べるることができる。

2 (略)

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主等(第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあつては、管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等及び株主等)に送達しなければならない。

4・5 (略)

(特別調査期間における調査)

第四百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 届出をした更生債権者等及び株主等にあつては前項の更生債権等についての第四百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、更生会社にあつては当該更生債権等の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができる。

5 (略)

(異議等のない更生債権等の確定)

第五百十条 第四百四十六条第二項各号に定める事項は、更生債権等の調査において、管財人が認め、かつ、届出をした更生債権者等及び株主等が調査期間内に異議を述べなかつたとき(前条第一項の更生債権等の調査においては、管財人が同条第三項前段の規定による異議を述べなかつたとき)は、確定する。

2 (略)

3 第一項の規定により確定した事項についての更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者等及び株主等の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(更生債権等査定決定)

第五百十一条 異議等のある更生債権等(更生債権等であつて、その調査において、その内容(一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。))について管財人が認めず、若しくは第四百四十九条第三項前段の規定による異議を述べ、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等が異議を述べたものをいう。)を有する更生債権者等は、異議者

等（当該管財人並びに当該異議を述べた更生債権者等及び株主をいう。）の全員を相手方として、裁判所に、その内容（一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。）についての査定の申立て（以下この款において「更生債権等査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第百五十六条第一項並びに第百五十八条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。

2（略）

（更生債権等査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百五十二条（略）

2（略）

3 更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五條第六項の規定のみである場合（更生裁判所が第七條第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定中移送を受けたことの根拠となる規定が同項の規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五條第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4（略）

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第百五十八条（略）

2・3（略）

4 前項において準用する第百五十一条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主であるときは第百四十七條第一項又は第百四十八條第四項の異議はなかったものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

（更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百六十條 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

者等（当該管財人並びに当該異議を述べた更生債権者等及び株主等をいう。）の全員を相手方として、裁判所に、その内容（一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。）についての査定の申立て（以下この款において「更生債権等査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第百五十六条第一項並びに第百五十八条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。

2（略）

（更生債権等査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百五十二条（略）

2（略）

3 更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五條第二項第六号の規定のみである場合（更生裁判所が第七條第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定中移送を受けたことの根拠となる規定が第五條第二項第六号の規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五條第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4（略）

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第百五十八条（略）

2・3（略）

4 前項において準用する第百五十一条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主であるときは第百四十七條第一項又は第百四十八條第四項の異議はなかったものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

（更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百六十條 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

(更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力)

第百六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主の全員に対して、その効力を有する。

2 更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第百六十二条 更生会社財産が更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定申立てについての決定を含む。)によって利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者等又は株主は、その利益の限度において、更生会社財産から訴訟費用の償還を受けることができる。

(株主の手続参加)

第百六十五条 株主は、その有する株式をもって更生手続に参加することができる。

2 株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載又は記録によって定める。

3 裁判所は、株主名簿に記載又は記録のない株主の申立てにより、当該株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、当該許可に係る株式については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

4～6 (略)

(株主の議決権)

第百六十六条 株主は、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、更生会社が単元株式数を定款で定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 (略)

(削る)

(更生計画において定める事項)

第百六十七条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

- 一 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更
- 二 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人

(更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力)

第百六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第百六十二条 更生会社財産が更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定申立てについての決定を含む。)によって利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者等又は株主等は、その利益の限度において、更生会社財産から訴訟費用の償還を受けることができる。

(株主等の手続参加)

第百六十五条 株主等は、その有する株式又は端株をもって更生手続に参加することができる。

2 株主等として更生手続に参加することができる者は、株主名簿又は端株原簿の記録によって定める。

3 裁判所は、株主名簿又は端株原簿に記載のない株主等の申立てにより、当該株主等が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、当該許可に係る株式又は端株については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者以外の者は、株主等として更生手続に参加することができない。

4～6 (略)

(株主等の議決権)

第百六十六条 株主は、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、更生会社が商法第二百二十一条に規定する一単元の株式の数を定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 (略)

3 端株主は、議決権を有しない。

(更生計画において定める事項)

第百六十七条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

- 一 全部又は一部の更生債権者等又は株主等の権利の変更
- 二 更生会社の取締役、執行役及び監査役

三〇七 (略)

2 第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第四十五条第一項各号に掲げる行為、定款の変更、事業譲渡等（会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第七十四条第六号において同じ。）、株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生債権者等の権利の変更)

第七十条 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更に関する条項においては、届出をした更生債権者等及び株主の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第七十二条に規定する更生債権等については、この限りでない。

2 届出をした更生債権者等又は株主の権利で、更生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(更生会社の取締役等)

第七十三条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生会社の取締役に關する条項（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 取締役の氏名又はその選任の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時に代表取締役を定める場合における更生会社の取締役に關する条項（次号に掲げるものを除く。） 取締役及び代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時に委員会設置会社となる場合における更生会社の取締役に關する条項 取締役及び各委員会（会社法第十二条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時に会計参与と設置会社となる場合における更生会社の会計参与に關する条項 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

五 更生会社が更生計画認可の決定の時に監査役設置会社（監査役の監査の範囲を會計に關するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次項第三号において同じ。）となる場合における更生会社の監査役に關する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時に会計監査人設置会社となる場合における更生会社の會計監査人に關する条項 會計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

七 更生会社が更生計画認可の決定の時に委員会設置会社となる場合における更生会

三〇七 (略)

2 第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第四十五条第一項各号及び商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為、定款の変更、株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生債権者等の権利の変更)

第七十条 全部又は一部の更生債権者等又は株主等の権利の変更に関する条項においては、届出をした更生債権者等及び株主等の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第七十二条に規定する更生債権等については、この限りでない。

2 届出をした更生債権者等又は株主等の権利で、更生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(更生会社の取締役等)

第七十三条 更生会社の取締役、執行役及び監査役に關する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の氏名及び任期

二 代表取締役（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役（委員会等設置会社にあつては、数人の代表執行役）に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えない。

社の執行役に関する条項 執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2| 更生会社が更生計画認可の決定の時に於いて清算株式会社となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生会社の清算人に関する条項（次号に掲げるものを除く。） 清算人の氏名又はその選任の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時に於いて代表清算人を定める場合における更生会社の清算人に関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時に於いて監査役設置会社となる場合における更生会社の監査役に関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

（株式の消却、併合又は分割等）

第百七十四条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会の決議その他の株式会社の機関の決定が必要となる事項を定めなければならない。

一 株式の消却、併合若しくは分割又は株式無償割当て

二 新株予約権の消却又は新株予約権無償割当て

三 資本金又は準備金の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第百六十一条第一項各号に掲げる行為

五 定款の変更

六 事業譲渡等

七 株式会社の継続

（更生会社による株式の取得）

第百七十四条の二 更生会社による株式の取得に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 更生会社が取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 更生会社が前号の株式を取得する日

（募集株式を引き受ける者の募集）

第百七十五条 募集株式を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項

（株式の消却、併合又は分割等）

第百七十四条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会又は取締役会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一 株式の消却、併合又は分割

二 商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為

三 定款の変更

四 資本の減少

五 会社の継続又は有限会社への組織変更

（新設）

（新株の発行）

第百七十五条 新株の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第二百三条第二項の申込みをしたときは募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

三 更生債権者等又は株主に対して会社法第二百三条第一項の申込みをすることにより更生会社の募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集株式の割当てに関する事項

(募集新株予約権を引き受ける者の募集)

第百七十六条 募集新株予約権(当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下同じ。)を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第二百四十二条第二項の申込みをしたときは募集新株予約権の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

三 更生債権者等又は株主に対して会社法第二百四十二条第二項の申込みをすることにより更生会社の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集新株予約権の割当てに関する事項

五 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

(募集社債を引き受ける者の募集)

第百七十七条 募集社債(新株予約権付社債についてのものを除く。以下同じ。)を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第六百七十六条各号に掲げる事項

二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三 更生債権者等又は株主等に対して新株についての引受権(株式会社に対して行使することにより当該株式会社が発行する株式又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。)を与えるときは、その旨

(新設)

(新株予約権の発行)

第百七十六条 新株予約権の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二十第二項第一号から第十一号までに掲げる事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三 更生債権者等又は株主等に対して新株予約権についての引受権を与えるときは、その旨

(新設)

(新設)

(社債の発行)

第百七十七条 社債(新株予約権付社債を除く。以下この項において同じ。)の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第三百一条第二項第一号から第十号まで及び第十五号に掲げる事項

二 担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権

の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第六百七十七条第二項の申込みをしたときは募集社債の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生債権者等又は株主に対して会社法第六百七十七条第二項の申込みをすることにより更生会社の募集社債の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集社債の引受けの申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集社債の割当てに関する事項

(削る)

(更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式等の発行)

第百七十七条の二 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする株式の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する株式の数(種類株式発行会社にあつては、発行する株式の種類及び種類ごとの数)

二 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

三 更生債権者等又は株主に対する発行する株式の割当てに関する事項

2 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この条、第百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。)の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する新株予約権の内容及び数

二 発行する新株予約権を割り当てる日

三 発行する新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、会社法第六百七十六条各号に掲げる事項

四 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された新株予約権についての会社法第百八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八

利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四 更生債権者等又は株主等に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

(新設)

2 新株予約権付社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第三百四十一条ノ三第一項第一号から第八号までに掲げる事項

二 前項第二号に掲げる事項

三 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額又は新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四 更生債権者等又は株主等に対して新株予約権付社債についての引受権を与えるときは、その旨

(新設)

条第一項の規定による買取請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

五 第三号に規定する場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

六 更生債権者等又は株主に対する発行する新株予約権の割当てに関する事項

3| 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この条、第百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。）の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する社債の総額

二 発行する各社債の金額

三 発行する社債の利率

四 発行する社債の償還の方法及び期限

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

六 発行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

七 更生債権者等又は株主に対する発行する社債の割当てに関する事項

（解散）

第百七十八條 解散に関する条項においては、その旨及び解散の時期を定めなければならない。ただし、合併による解散の場合は、この限りでない。

（組織変更）

第百七十九條 持分会社への組織変更に関する条項においては、組織変更計画において定める

（株式交換）

第百七十八條 株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換契約書に記載すべき事項（商法第三百五十三条第二項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二 株式交換契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が完全子会社となる場合において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に對して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百五十三条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当ててことを定めたときは、その規定

五 商法第三百六十一条の別段の定めをしたときは、その規定
2| 更生会社が完全親会社となる場合において、当該更生会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは、有償で新株予約権を消却することができる。

（株式移転）

第百七十九條 株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

べき事項を定めなければならない。

(吸収合併)

第百八十条 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等に対して金銭その他の財産（以下「金銭等」という。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸収合併存続会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸収合併存続会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が吸収合併存続会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が吸収合併存続会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいう。以下同じ。）以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

2 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続会社が持分会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

一 商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項

二 設立する完全親会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式移転に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三 完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てて定めるときは、その規定

四 設立する完全親会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社であるときは、その会計監査人の氏名又は名称

2 前条第二項の規定は、設立する完全親会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継する場合について準用する。

(会社の分割)

第百八十条 会社の分割に関する条項（新設分割に関するものに限る。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割計画書に記載すべき事項

二 分割により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで新設分割に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三 新設分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てて定めるときは、その規定

2 会社の分割に関する条項（吸収分割に関するものに限る。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割契約書に記載すべき事項（商法第三百七十四条ノ十七第一項第八号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二 分割契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が分割をする株式会社となる場合において、吸収分割により営業を承継する株式会社が生債権者等に対して新たに払込みをさせないで吸収分割に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社がある自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条ノ十七第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てて定めるときは、その規定

五 商法第三百七十四条ノ二十七の別段の定めをしたときは、その規定

二 更生債権者等が吸収合併に際して吸収合併存続会社の社員となる場合は、次のイからハまでに掲げる吸収合併存続会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員にいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

三 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等に対して金銭等（吸収合併存続会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収合併存続会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が吸収合併存続会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

3 吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限り。）に関する条項においては、吸収合併契約において定めるべき事項を定めなければならない。

（新設合併）

第百八十一条 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限り。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が新設合併設立会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が新設合併設立会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

2 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が持分会社であるも

（合併）

第百八十一条 合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（商法第四百九条第五号及び第四百十条第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が合併により消滅する場合において、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて合併後存続する株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 合併により消滅する株式会社の株主等に対して商法第四百九条第四号又は第四百十条第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

五 商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

のに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 更生債権者等が新設合併設立会社の社員となるときは、会社法第七百五十五条第一項第四号に掲げる事項

三 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の社債の割当てに関する事項

(吸収分割)

第百八十二条 吸収分割に関する条項においては、吸収分割契約において定めるべき事項を定めなければならない。

(新設分割)

第百八十二条の二 新設分割に関する条項においては、新設分割計画において定めるべき事項を定めなければならない。

(株式交換)

第百八十二条の三 株式交換（更生会社が株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）となる株式交換であつて、その発行済株式の全部を取得する会社（以下「株式交換完全親会社」という。）が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換契約において定めるべき事項

二 株式交換完全親会社が株式交換に際して更生債権者等に対して金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が株式交換完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権に

(解散)

第百八十二条 解散に関する条項においては、その旨及び解散の時期を定めなければならない。ただし、合併による解散の場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

ついでに八に規定する事項

ホ 当該金銭等が株式交換完全親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

2| 株式交換（更生会社が株式交換完全子会社となる株式交換であつて、株式交換完全親会社が合同会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換契約において定めるべき事項

二 更生債権者等が株式交換に際して株式交換完全親会社の社員となるときは、当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

三 株式交換完全親会社が株式交換に際して更生債権者等に対して金銭等（株式交換完全親会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が当該株式交換完全親会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が当該株式交換完全親会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

3| 株式交換（更生会社が株式交換完全親会社となるものに限る。）に関する条項においては、株式交換契約において定めるべき事項を定めなければならない。

（株式移転）

第百八十二条の四 株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転計画において定めるべき事項

二 株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）が株式移転に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が株式移転設立完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が株式移転設立完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該株式等が株式移転設立完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

（新設）

二 当該株式等が株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての口に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての八に規定する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

(新会社の設立)

第百八十三条 株式会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、新設合併、新設分割又は株式移転により株式会社を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての会社法第二十七條第一号から第四号までに掲げる事項、新会社が発行することができる株式の総数並びに新会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

二 新会社の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）

三 新会社の設立時募集株式（会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をするときは、同項各号に掲げる事項

四 第二百五條第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第五十九條第三項の申込みをしたときは新会社の設立時募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

五 更生計画により、更生債権者等又は株主に対して会社法第五十九條第三項の申込みをするにより新会社の設立時募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該設立時募集株式の引受けの申込みの期日

六 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する設立時募集株式の割当てに関する事項

七 更生会社から新会社に移転すべき財産及びその額

八 新会社の設立時取締役の氏名又はその選任の方法

九 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 新会社が代表取締役を定める場合（新会社が委員会設置会社である場合を除く。）

ロ 設立時代取締役の氏名又はその選任の方法

ハ 新会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法

ニ 新会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 設立時監査役の氏名又はその選任の方法

三 新会社が会計監査人設置会社である場合 設立時会計監査人の氏名若しくは名称又は

第百八十三条 株式会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株式移転、新設分割又は合併により株式会社を設立する場合は、この限りでない。

(新会社の設立)

一 設立する株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての商法第六十六條第一項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項

三 前号の株式の全部又は一部が商法第二百二十二條ノ三に規定する転換予約権付株式であるときは、その転換の条件及び転換を請求することができる期間

四 新会社の定款の規定（前三号に掲げるものを除く。）

五 第二百五條第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が第二号の株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

六 第二百二十五條第三項の規定により第二号の株式の一部を発行しないで新会社を設立する場合における設立に際して発行すべき同号の株式の下限の数その他の新会社の設立の条件

七 更生計画により、更生債権者等又は株主等に対して第二号の株式についての引受権を与えるときは、その旨

八 更生会社から新会社に移転すべき財産及びその額

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

十 新会社が新株予約権を発行するときは、第百七十六條各号に掲げる事項

十一 新会社が社債を発行するときは、第百七十七條第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

十二 前項第九号の任期は、一年を超えることができない。

その選任の方法

ホ 新会社が委員会設置会社である場合 設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法

十一 新会社の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役、設立時代表取締役、設立時委員、設立時執行役、設立時代表執行役又は設立時会計監査人（第二百二十五条第五項において「設立時取締役等」という。）が新会社の成立後において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（同項において「新会社取締役等」という。）となった場合における当該新会社取締役等の任期

十二 新会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をするときは、第百七十六条各号に掲げる事項

十三 新会社が更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに新会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行をするときは、第百七十七条の二に定める事項

（更生計画案の提出時期）
第百八十四条（略）

2 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3・4（略）

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

第百八十五条 更生会社の事業を当該更生会社が継続し、又は当該事業を事業の譲渡、合併、会社分割若しくは株式会社の設立により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2（略）

（社債権者の議決権の行使に関する制限）

第百九十条 更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権を行使することができる。

一（略）

（更生計画案の提出時期）
第百八十四条（略）

2 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3・4（略）

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

第百八十五条 更生会社の事業を当該更生会社が継続し、又は当該事業を会社の分割、合併、株式会社の設立若しくは営業の譲渡により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2（略）

（社債権者の議決権の行使に関する制限）

第百九十条 更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権を行使することができる。

一（略）

二 当該社債管理者等が当該社債について更生債権等の届出をした場合において、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあった更生債権等である社債について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2 (略)

3 更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項の社債権者集会の決議が成立したとき又は同項ただし書の定めがあるときは、第一項の社債権者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）
第百九十一条 (略)

2 前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じ、議決権を行使することができる。

一・二 (略)

三 前項本文の異議のない議決権を有する株主 株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

四 (略)

3 (略)

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百九十二条 裁判所が議決権行使の方法として第百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じ、議決権を行使することができる。

一・二 (略)

三 株主 株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

2 (略)

（基準日による議決権者の確定）

第百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 (略)

二 当該社債管理会社等が当該社債について更生債権等の届出をした場合において、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあった更生債権等である社債について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2 (略)

3 更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債権者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）
第百九十一条 (略)

2 (同上)

一・二 (略)

三 前項本文の異議のない議決権を有する株主 株主名簿に記載され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

四 (略)

3 (略)

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第百九十二条 (同上)

一・二 (略)

三 株主 株主名簿に記載され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

2 (略)

（基準日による議決権者の確定）

第百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 (略)

(更生計画認可の要件等) 第百九十九条 (略) 2 裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならぬ。 一 四 (略) 五 他の会社と共に第四十五条第一項第七号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画については、前項の規定による決定の時にあって、当該他の会社が当該行為を行うことができること。 六 (略) 3 7 (略) (更生計画認可の決定等に対する即時抗告) 第二百二条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第百六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。 一 (略) 二 更生会社が更生手続開始の時にあってその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合 株主 3 5 (略) (更生計画の効力範囲) 第二百三条 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。 一 (略) 二 すべての更生債権者等及び株主 三 (略) 四 更生計画の定めるところにより更生会社が組織変更をした後の持分会社 五 更生計画の定めるところにより新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)、株式移転(他の株式会社と共同してするものを除く。)、又は第百八十三条に規定する条項により設立される会社 2 (略)	(更生計画認可の要件等) 第百九十九条 (略) 2 (同上) 一 四 (略) 五 他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画については、前項の規定による決定の時にあって、当該他の株式会社が当該行為を行うことができること。 六 (略) 3 7 (略) (更生計画認可の決定等に対する即時抗告) 第二百二条 (略) 2 (同上) 一 (略) 二 更生会社が更生手続開始の時にあってその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合 株主等 3 5 (略) (更生計画の効力範囲) 第二百三条 (同上) 一 (略) 二 すべての更生債権者等及び株主等 三 (略) 四 更生計画の定めるところにより株式移転(共同株式移転を除く。)、新設分割(共同新設分割を除く。)、又は第百八十三条第一項に規定する条項によって設立される株式会社(新設) 2 (略)
---	--

(更生債権等の免責等)

第二百四條 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(届出をした更生債権者等の権利の変更)

第二百五條 更生計画認可の決定があつたときは、届出をした更生債権者等及び株主の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

2 (略)

3 更生計画の定めによって株主に対し権利が認められた場合には、更生手続に参加しなかつた株主も、更生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

4 会社法第一百五十一條から第一百五十三條までの規定は、株主が第一項の規定による権利の変更により受けるべき金銭等について準用する。

(更生計画の条項の更生債権者表等への記載等)

第二百六條 (略)

2 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社、第二百三條第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(更生計画の遂行)

第二百九條 (略)

2 管財人は、第二百三條第一項第五号に掲げる会社の更生計画の実行を監督する。

3 管財人は、前項に規定する会社の設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務執行をする社員、清算人及び使用人その他の従業者並びにこれらの者であつた者に対して当該会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は当該会

(更生債権等の免責等)

第二百四條 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、株主等の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(届出をした更生債権者等の権利の変更)

第二百五條 更生計画認可の決定があつたときは、届出をした更生債権者等及び株主等の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

2 (略)

3 更生計画の定めによって株主等に対し権利が認められた場合には、更生手続に参加しなかつた株主等も、更生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

4 商法第二百八條並びに第二百九條第三項及び第四項の規定は、株主等が第一項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

(更生計画の条項の更生債権者表等への記載等)

第二百六條 (略)

2 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社、第二百三條第一項第四号に掲げる株式会社、更生債権者等、更生会社の株主等及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(更生計画の遂行)

第二百九條 (略)

2 管財人は、第二百三條第一項第四号に掲げる株式会社の更生計画の実行を監督する。

3 第七十七條第一項の規定は、前項に規定する株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4・5 (略)

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百十条 更生計画の遂行については、会社法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社又は第百八十三条に規定する条項により設立される株式会社株主総会の決議その他の機関の決定を要しない。

2 更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、更生会社又は第百八十三条に規定する条項により設立される株式会社株主又は新株予約権者は、更生会社又は同条に規定する条項により設立される株式会社に対し、自己の有する株式又は新株予約権を買い取ることを請求することができない。

3 更生計画の遂行については、会社法第百二十八条及び第百二十九条の規定にかかわらず、更生会社又は第百八十三条に規定する条項により設立される株式会社の株主等(同法第百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう)、新株予約権者、破産管財人又は債権者は、同法第百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え又は同法第百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百十一条 第百七十三条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人の氏名又は名称を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、それぞれ、取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人となる。

2 第百七十三条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

3 第百七十三条第一項第一号、第三号若しくは第七号又は第一項第二号の規定により更生計画において代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人の選定の方法を定めたときは、これらの者の選定は、更生計画に定める方法による。

4 更生会社の従前の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算

4・5 (略)

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百十条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の株主総会(ある種類の株主の総会を含む)若しくは取締役会又は第百八十三条第一項に規定する条項により設立される株式会社の創立総会の決議を要しない。

(新設)

(新設)

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百十一条 第百七十三条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 第百七十三条第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3 前項の場合においては、商法第百五十四条第一項及び第百五十七条ノ二第一項本文(これらの規定を同法第百八十条において準用する場合を含む。)並びに第百六十一条第一項並びに商法特例法第二十一条の八第五項、第二十一条の十三第一項及び第二十一条の十五第一項の規定は、適用しない。

4 更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

人について準用する。

6 第一項から第三項までの規定により取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人に選任された者の任期及びこれらの規定により代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人に選定された者の任期は、更生計画の定めるところによる。

(資本金又は準備金の額の減少に関する特例)

第二百十二条 第百七十四条第三号の規定により更生計画において更生会社の資本金又は準備金の額の減少をすることを定めた場合には、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第二百十三条 第百七十四条第五号の規定により更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合には、その定款の変更は、更生計画認可の決定の時に、その効力を生ずる。ただし、その効力発生時期について更生計画において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(更生会社による株式の取得に関する特例)

第二百十四条 第百七十四条の二の規定により更生計画において更生会社が株式を取得することを定めた場合には、更生会社は、同条第二号の日に、同条第一号の株式を取得する。

(募集株式を引き受ける者の募集に関する特例)

第二百十五条 第百七十五条の規定により更生計画において更生会社が募集株式を引き受ける者の募集をすることを定めた場合には、株主に対して会社法第二百一条第一号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときであっても、株主に対して当該権利を与えないで募集株式を発行することができる。

2 第百七十五条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき又は社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならぬ。

一 当該更生債権者等又は株主が割当てを受ける募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数)

二 第百七十五条第三号の期日

6 第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(営業の譲渡等に関する特例)

第二百十二条 更生計画において更生会社が商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為をすることを定めた場合には、同法第二百四十五条ノ二から第二百四十五条ノ四までの規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第二百十三条 更生計画において更生会社の定款を変更することを定めたときは、その定款変更の効力は、更生計画認可の決定の時に生ずる。ただし、その効力発生時期について更生計画において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(資本の減少に関する特例)

第二百十四条 更生計画において更生会社の資本の減少をすることを定めた場合には、同法第二百四十五条第二項から第四項まで、第三百七十六条及び第三百八十条の規定は、適用しない。

(新株の発行に関する特例)

第二百十五条 第百七十五条の規定により更生計画において更生会社が新株を発行することを定めた場合には、定款に株主に対して新株についての引受権を与える旨の定めがあるときであっても、株主に対して新株についての引受権を与えないで新株を発行することができる。

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券が発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

三 第百七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第百七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第一号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

5 第二項に規定する場合において、第百七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第一項に規定する場合には、会社法第百九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第二章第八節第六款の規定は、適用しない。

(募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例)

第二百十六条 前条第一項の規定は、株主に対して会社法第二百四十一条第一項第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款がある場合について準用する。

2 第百七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は株主が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数

二 第百七十六条第三号の期日

三 第百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

5 第二項に規定する場合において、第百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける募集新株予約権の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第百七十六条の規定により更生計画において更生会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合には、会社法第二百三十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条の規定は、適用しない。

7 前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定

3 第一項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ三、第二百八十条ノ五ノ二、第二百八十条ノ八、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一、第二百八十条ノ十三から第二百八十条ノ十三ノ三まで及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八までの規定は、適用しない。

(新株予約権の発行に関する特例)

第二百十六条 前条第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2 第百七十六条の規定により更生計画において更生会社が新株予約権を発行することを定めた場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ヲ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3 前項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

は、適用しない。

(募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第二百七十七条 第百七十七條第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に對して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は株主が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額

二 第百七十七條第四号の期日

三 第百七十七條第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 第百七十七條第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第一項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第一号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失つ。

4 第一項に規定する場合において、第百七十七條第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける募集社債の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式等の発行に関する特例)

第二百七十七條之二 第百七十七條の二第一項の規定により更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに株式を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同号の株式の株主となる。

2 第百七十七條の二第二項の規定により更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに同項に規定する新株予約権を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同号の新株予約権の新株予約権者（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者）となる。

3 第百七十七條の二第三項の規定により更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに同項に規定する社債を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、同項第七号に掲げる事項についての定め

(社債の発行に関する特例)

第二百七十七条 第百七十七條第一項第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主等に対して社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一 各更生債権者等又は各株主等が引受権を有する社債の内容

二 一定の期日までに社債の申込みをしないときは、社債についての引受権を失つ旨

三 引受権を譲り渡すことができる旨

2 前項の通知又は公告は、同項第一号の期日の二週間前にしなければならない。

3 社債についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに社債の申込みをしないときは、当該引受権を失つ。

4 第百七十七條第一項の規定により更生計画において更生会社が社債を発行することを定めたときは、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

(新設)

従い、同号の社債の社債権者となる。

(解散に関する特例)

第二百十八条 第百七十八条本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めた場合には、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

(組織変更に関する特例)

第二百十九条 第百七十九条の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百七十五条及び第七百七十九条の規定は、適用しない。

(新株予約権付社債の発行に関する特例)

第二百十八条 第二百十五条第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2| 第百七十七條第二項の規定により更生計画において更生会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合における商法第三百四十一条ノ四の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権付社債ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3| 前項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

(株式交換に関する特例)

第二百十九条 第百七十八条第一項第三号の規定により更生計画において完全親会社となる株式会社が生じたときは、株式会社は、更生計画において完全親会社となる株式会社に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

2| 第百七十八條第一項第四号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

3| 第百七十八條第一項の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合においては、商法第三百五十四条及び第三百五十五条の規定は、更生会社については、適用しない。

4| 前項に規定する場合においては、商法第三百五十七条の規定は、更生会社が完全子会社となる場合については、適用しない。

5| 第三項に規定する場合における更生会社に対する商法第三百五十九条及び第三百五十九条ノ二の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三條第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「株式交換ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」と、同法第三百五

(吸収合併に関する特例)

第二百一十条 第百八十条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百八十条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第百八十条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第百八十条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第百八十条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

2 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条、第七百八十二条及び第七百八十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第百八十条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続会社の社員となる。この場合においては、吸収合併存続会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 第百八十条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号イの社債の社債権者となる。

5 第百八十条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百八十二条及び第七百八十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

6 第百八十条第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百九十四条及び第七百九十九条の規定

十九条ノ二中「前条」とあるのは、「会社更生法第二百十九条第五項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする。

6 第三項に規定する場合においては、商法第三百六十三条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役及び清算人は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(株式移転に関する特例)

第二百一十条 第百七十九条第一項第二号の規定により更生計画において設立される完全親会社が生債権者等に対して株式移転に際して発行する新株を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、株式移転の効力が生じた時に株主となる。

2 第百七十九条第一項第三号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、株式移転の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

3 第百七十九条第一項の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合においては、商法第三百六十六条及び同法第三百七十一条第二項において準用する同法第三百五十五条の規定は、更生会社については、適用しない。

4 前項に規定する場合における更生会社に対する商法第三百六十八条及び第三百六十八条ノ二の規定の適用については、同法第三百六十八条中「第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「株式移転ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」と、同法第三百六十八条ノ二中「前条」とあるのは、「会社更生法第二百一十条第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とする。

5 第三項に規定する場合においては、商法第三百七十二條第二項において準用する同法第三百六十三条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役及び清算人は、同法第三百七十二條第一項の訴えを提起することができない。

は、更生会社については、適用しない。

(新設合併に関する特例)

第二百一十一條 第百八十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百八十一條第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第百八十一條第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第百八十一條第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第百八十一條第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

2 前項に規定する場合には、会社法第七百四十條、第八百三條及び第八百十條の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第百八十一條第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設合併設立会社の社員となる。

4 第百八十一條第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第三号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の社債の社債権者となる。

5 第百八十一條第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十條、第八百三條及び第八百十條の規定は、更生会社については、適用しない。

(吸収分割に関する特例)

第二百二十二條 第百八十二條の規定により更生計画において更生会社が吸収分割（更生会社が吸収分割をする会社となるものに限る。）をすることを定めた場合には、会社法第七百四十條、第七百八十二條及び第七百八十九條の規定は、更生会社については、適用しない。

2 第百八十二條の規定により更生計画において更生会社が吸収分割（更生会社が吸収分割を

(新設分割に関する特例)

第二百一十一條 第百八十一條第二号の規定により更生計画において新設分割により設立される株式会社が更生債権者等に対して新設分割に際して発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、新設分割の効力が生じた時に株主となる。

2 第百八十一條第一項第三号の規定により更生計画において分割をする株式会社又はその株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、これらの者は、新設分割の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

3 第百八十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が新設分割をすることを定めた場合においては、商法第三百七十四條ノ二から第三百七十四條ノ四までの規定は、更生会社については、適用しない。

4 前項に規定する場合には、商法第三百七十四條ノ十第二項の規定は、更生会社が新設分割前に負担していた債務については、適用しない。

5 第三項に規定する場合には、商法第三百七十四條ノ十二第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(吸収分割に関する特例)

第二百二十二條 第百八十二條第三号の規定により更生計画において吸収分割により營業を承継する株式会社が更生債権者等に対して吸収分割に際して発行する新株（同号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、吸収分割の効力が生じた時に株主となる。

する会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社となるものに限る。)をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百九十四条及び第七百九十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

- 3| 前二項に規定する場合には、会社法第七百五十九条第二項及び第三項並びに第七百六十一条第二項及び第三項の規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

(新設分割に関する特例)

第二百二十三条 第八十二条の二の規定により更生計画において更生会社が新設分割をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第八百三条及び第八百十条の規定は、更生会社については、適用しない。

- 2| 前項に規定する場合には、会社法第七百六十四条第二項及び第三項並びに第七百六十六条第二項及び第三項の規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

- 2| 第八十条第二項第四号の規定により更生計画において分割をする株式会社又はその株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、これらの者は、吸収分割の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

- 3| 第八十条第二項の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と吸収分割をすることを定めた場合においては、商法第三百七十四条ノ十八及び第三百七十四条ノ二十並びに同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する同法第三百七十四条ノ三の規定は、更生会社については、適用しない。

- 4| 前項に規定する場合には、商法第三百七十四条ノ二十一の規定は、吸収分割の相手方である他の株式会社が吸収分割により営業を承継する場合については、適用しない。

- 5| 第三項に規定する場合には、商法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、更生会社が吸収分割前に負担していた債務については、適用しない。

- 6| 第三項に規定する場合には、商法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する同法第三百七十四条ノ十二第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同法第三百七十四条ノ二十八第一項の訴えを提起することができない。

(合併に関する特例)

第二百二十三条 第八十一条第三号の規定により更生計画において合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する新株(同号に規定する自己の株式を含む。)を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

- 2| 第八十一条第四号の規定により更生計画において株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

この場合においては、商法第一百九十八条の規定は、適用しない。

- 3| 第八十一条の規定により更生計画において更生会社が他の株式会社と合併することを定めた場合においては、商法第四百八条ノ二、第四百八条ノ三及び第四百十二条並びに同法第四百十六條第二項において準用する同法第三百七十六條第三項の規定は、更生会社については、適用しない。

- 4| 前項に規定する場合には、商法第四百十三條ノ二第一項の規定は、合併の相手方である他の株式会社が合併後存続する場合については、適用しない。

- 5| 第三項に規定する場合には、同法第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「更生計画ニ付認可ノ決定アリタル」と、同法第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

(株式交換に関する特例)

第二百二十四条 第百八十二条の三第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する株式交換をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生債権者等は、株式交換がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百八十二条の三第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第百八十二条の三第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第百八十二条の三第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第百八十二条の三第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

2 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条、第七百八十二条及び第七百八十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第百八十二条の三第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する株式交換をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、当該株式交換完全親会社の社員となる。この場合においては、株式交換完全親会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 第百八十二条の三第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する株式交換をすることを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号イの社債の社債権者となる。

5 第百八十二条の三第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する株式交換をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百八十二条及び第七百八十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

6 第百八十二条の三第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する株式交換をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百九十四条及び第七百九十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

6 第三項に規定する場合においては、商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(解散に関する特例)

第二百二十四条 第百八十二条本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めたときは、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

(株式移転に関する特例)

第二百二十四条の二 第百八十二条の四の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生債権者等は、株式移転設立完全親会社の成立の日、同条第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百八十二条の四第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第百八十二条の四第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第百八十二条の四第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第百八十二条の四第二号二に掲げる事項についての定めがある場合 同号二の新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

2 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条、第八百三条及び第八百十条の規定は、更生会社については、適用しない。

(新会社の設立に関する特例)

第二百二十五条 第百八十三条本文の規定により更生計画において株式会社を設立することを定めた場合には、当該株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 (略)

(削る)

3 第一項に規定する場合には、新会社の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない場合に限り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、新会社の設立に関して支出した費用を負担する。

5 第二百十一条第一項から第三項までの規定は新会社を設立する場合における設立時取締役等の選任又は選定について、同条第六項の規定は新会社の設立時取締役等が新会社の成立後

(新設)

(新会社の設立に関する特例)

第二百二十五条 第百八十三条第一項本文の規定により更生計画において株式会社を設立することを定めた場合においては、当該株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、第百八十三条第一項第二号の株式のうち割当てをすることができなかつたものがあるときは、同項第六号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで新会社を設立することができる。ただし、商法第六百六十六条第四項の規定に反しない場合に限り、同項第六号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで新会社を設立することができる。

4 第一項に規定する場合においては、新会社の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない場合に限り、することができる。

5 第一項に規定する場合において、新会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新会社の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新会社の設立に関して支出した費用を負担する。

(新設)

において新会社取締役等となった場合における当該新会社取締役等の任期について、第二百十五條第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は株主に対して第百八十三條第五号の新会社の設立時募集株式の割当てを受ける権利を与える場合について、第二百十六條及び第二百十七條の規定は新会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、第二百十七條の二の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。

6 第一項に規定する場合には、会社法第二十五條第一項第一号及び第二項、第二十六條第二項、第二十七條第五号、第三十條、第二編第一章第三節（第三十七條第三項を除く。）、第四節（第三十九條を除く。）、第五節及び第六節、第五十條、第五十一條、同章第八節、第五十八條、第五十九條第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、第二号（同法第二十七條第五号及び第三十二條第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号、第六十五條第一項、第八十八條から第九十條まで、第九十三條及び第九十四條（これらの規定中同法第九十三條第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第二百三條の規定は、適用しない。

（削る）

（管轄の特例）

第二百二十七條 更生計画において更生会社の株式の分割若しくは併合又は株式無償割当てをすることを定めた場合における会社法第二百三十四條第二項（同法第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申立てに係る事件は、同法第八百六十八條第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所が管轄する。

（募集株式等の割当てを受ける権利の譲渡）

第二百二十八條 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主に対して更生会社又は第二百二十五條第一項に規定する新会社の募集株式若しくは設立時募集株式、募集新株予約権又は

6 第二百十一條第一項、第二項及び第六項の規定は新会社を設立する場合における取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第二百十五條第二項の規定は更生債権者等又は株主等に対して第百八十三條第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第二百十六條から第二百十八條までの規定は新会社の募集新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。

71 第一項に規定する場合には、商法第百六十六條第三項、第百六十七條、第百六十八條第二項、第百六十八條ノ二、第百六十九條、第百七十條、第百七十三條、第百七十三條ノ二、第百七十五條第二項第九号、第百八十一條、第百八十三條、第百八十四條（同条第一項中同法第百七十三條ノ二第一項第一号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第百八十五條、第百八十六條、第百九十二條から第百九十八條まで、第二百二十二條ノ二第二項後段及び第四百二十八條の規定は、適用しない。

（非訟事件手続法の特例）

第二百二十七條 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六條第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一 更生計画において更生会社の株式の併合をすること又は更生会社が新株を発行することを定めた場合 商法第二百二十條第二項に規定する事件

二 更生計画において更生会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行すること又は第二百二十五條第一項に規定する新会社を設立することを定めた場合 商法第百七十八條（同法第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する事件

（株式等についての引受権の譲渡）

第二百二十八條 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して更生会社又は第二百二十五條第一項に規定する新会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えら

募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百二十九条 更生債権者等又は株主が更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一条の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

第二百三十三条 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、更生手続終了前に限り、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主の申立てにより、更生計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者等又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる更生計画の変更の申立てがあつた場合には、更生計画の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。ただし、更生計画の変更によって不利な影響を受けない更生債権者等又は株主は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権行使しない者（変更計画案について決議をするための関係人集会に出席した者を除く。）であつて従前の更生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 7 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第二百五十四条 破産手続開始前の株式会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失つた特別清算の手続における特別清算開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

1 4 (略)

2 6 (略)

れた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百二十九条 更生債権者等又は株主等が更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一条の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

第二百三十三条 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、更生手続終了前に限り、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者等又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる更生計画の変更の申立てがあつた場合には、更生計画の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。ただし、更生計画の変更によって不利な影響を受けない更生債権者等又は株主等（株主等は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権行使しない者（変更計画案について決議をするための関係人集会に出席した者を除く。）であつて従前の更生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 7 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第二百五十四条 破産手続開始前の株式会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

1 4 (略)

2 6 (略)

(破産債権の届出を要しない旨の決定)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合においては、当該更生債権等としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一～六 (略)

七 更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5・6 (略)

(更生会社についての登記の嘱託等)

第二百五十八条 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の本店(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5・7 (略)

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9・10 (略)

第二百五十九条 第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 (略)

(破産債権の届出を要しない旨の決定)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一～六 (略)

七 更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5・6 (略)

(更生会社についての登記の嘱託等)

第二百五十八条 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5・7 (略)

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9・10 (略)

第二百五十九条 第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 (略)

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第二百六十条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて会社法第九百三十八条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第二百六十一条 第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第二百五十八条第一項中「の本店」とあるのは、「の本店及び支店」と読み替えるものとする。

2 更生会社が他の会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の会社の解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 吸収合併後存続する更生会社の吸収合併による変更の登記

二 新設合併により設立する会社の新設合併による設立の登記

3 第一項の規定は、他の会社が更生会社と吸収合併をして吸収合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。

4 更生会社が他の会社と吸収分割をする場合において、裁判所書記官が更生会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、当該他の会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

5 更生会社が他の会社と共同して新設分割をする場合において、裁判所書記官が新設分割による設立の登記を嘱託するときは、当該他の会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

6 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、株主及び更生計画の定めにより設立される会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第二百六十条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて商法第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第二百六十一条 第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2 更生会社が他の株式会社と共同して新設分割をする場合において、裁判所書記官が新設分割による設立の登記を嘱託するときは、他の株式会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

3 更生会社が他の株式会社と吸収分割をする場合において、裁判所書記官が更生会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、他の株式会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

4 更生会社が他の株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 合併後存続する更生会社の合併による変更の登記

二 合併により設立する株式会社の合併による設立の登記

5 第一項の規定は、他の株式会社が更生会社と合併して合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。

6 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、株主等及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(詐欺更生罪)

第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は株主を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一（三）（略）

四 株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主の不利に処分し、又は債権者、担保権者若しくは株主に不利な債務を株式会社が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(管財人等の特別背任罪)

第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者が第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者の業務に関し、第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第七十七条第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）又は第

い。

(詐欺更生罪)

第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は株主等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一（三）（略）

四 株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主等の不利に処分し、又は債権者、担保権者若しくは株主等に不利な債務を株式会社が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(管財人等の特別背任罪)

第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項に規定する者が同項（第三十四条第一項、第三十八条、第二百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七十七条第一項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、同条第一項に規定する者の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第二百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第七十七条第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、そ

二百九条第三項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その更生会社の業務に關し、第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の業務に關し、同項（第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に關する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に關する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社に對して更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

の更生会社の業務に關し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第二百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社又は連結子会社の代表者等が、その更生会社の子会社又は連結子会社の業務に關し、同項（第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に關する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に關する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社に對して更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

改正案

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條から第五十條まで、第五十二條、第五十三條、第六十一條及び第六十三條から第六十六條までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは、「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは、「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
（削る）		
（略）		

現行

（独立行政法人通則法の規定の準用）
第四十八条 （同上）

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第四十一条	独立行政法人通則法第三十九條	総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法第三十九條
（略）		

改正案

現行

第五条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第二号及び第三項並びに第六十一条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について破産事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての破産手続開始の申立ては、当該株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該他の法人について破産事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての破産手続開始の申立ては、当該他の法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6（略）

第五条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項及び第三項並びに第六十一条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数又は有限会社の総株員の議決権（商法第二百一十一条ノ第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項及び第三項並びに第六十一条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総株員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第八十三条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について破産事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限り。）についての破産手続開始の申立ては、当該大会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について破産事件等が係属している場合における当該大会社についての破産手続開始の申立ては、当該連結子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6（略）

(法人の破産手続開始の申立て)

第十九条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一 (略)

(削る)

二 株式会社又は相互会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。)

取締役

三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員

2 (略)

3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4・5 (略)

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一 債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権(商法(明治三十二年法律第四十八号)又は会社法の規定によるものを除く。)(による競売(以下この節において「強制執行等」という。))の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの(以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。))に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二 五 (略)

2 6 (略)

(破産財団の範囲)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

一 (略)

(法人の破産手続開始の申立て)

第十九条 (同上)

一 (略)

二 合名会社又は合資会社 無限責任社員

三 株式会社又は相互会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。)

取締役

(新設)

2 (略)

3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、無限責任社員、取締役又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4・5 (略)

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 (同上)

一 債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権(商法の規定によるものを除く。)(による競売(以下この節において「強制執行等」という。))の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの(以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。))に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二 五 (略)

2 6 (略)

(破産財団の範囲)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 差し押さえることができない財産（民事執行法第三十一条第三号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第三十二条第一項（同法第九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差し押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになったものは、この限りでない。

4～7（略）

（他の手続の失効等）

第四十二条（略）

2～5（略）

6 破産手続開始の決定があつたときは、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続（民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続はその効力を失う。

（留置権の取扱い）

第六十六条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき存する商法又は会社法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。

2・3（略）

（破産管財人の権限）

第七十八条（略）

2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一～十（略）

十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

十二～十五（略）

3～6（略）

（破産管財人による調査等）

第八十三条（略）

2 破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社等（次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

二 差し押さえることができない財産（民事執行法第三十一条第三号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第三十二条第一項（同法第九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差し押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになったものは、この限りでない。

4～7（略）

（他の手続の失効等）

第四十二条（略）

2～5（略）

6 破産手続開始の決定があつたときは、破産者について既にされている民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続は、その効力を失う。

（留置権の取扱い）

第六十六条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき存する商法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。

2・3（略）

（破産管財人の権限）

第七十八条（略）

2（同上）

一～十（略）

十一 和解又は仲裁合意

十二～十五（略）

3～6（略）

（破産管財人による調査等）

第八十三条（略）

2 破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社（破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。破産者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該破産者の同条第四項

一 破産者が株式会社である場合 破産者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）

二 破産者が株式会社以外のものである場合 破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社

3 破産者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は破産者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。

（社債管理者等の費用及び報酬）

第百五十条 社債管理者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理者の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。

2 社債管理者が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 （略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二十四条に規定する投資法人債

三 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

（削る）

に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

（新設）

（新設）

3 破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社とみなす。破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の有限会社の総株員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百五十条 社債管理会社が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。

2 社債管理会社が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 （略）

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社 同法第二十四条に規定する投資法人債

三 相互会社が発行する社債に係る社債管理会社 相互会社が発行する社債

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社 同法第二条第七項に規定する特定社債

五 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百六十一条（略）

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一（略）

二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイから八までに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三（略）

（社員の出資責任）

第百八十二条 会社法第六百六十三条の規定は、法人である債務者につき破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条中「当該清算持分会社」とあるのは、「破産管財人」と読み替えるものとする。

（匿名組合員の出資責任）

第百八十三条 匿名組合契約が営業者が破産手続開始の決定を受けたことによつて終了したときは、破産管財人は、匿名組合員に、その負担すべき損失の額を限度として、出資をさせることができる。

（担保権消滅の許可の申立て）

第百八十六条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。）が存する場合において、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百六十一条（略）

2（同上）

一（略）

二（同上）

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員

ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員

ハ 株式会社又は有限会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三（略）

（社員の出資責任）

第百八十二条 商法第二百六十六条の規定は、法人である債務者につき破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条中「清算人」とあるのは、「破産管財人」と読み替えるものとする。

（匿名組合員の出資責任）

第百八十三条 匿名組合契約が営業者の破産によつて終了したときは、破産管財人は、匿名組合員に、その負担すべき損失の額を限度として、出資をさせることができる。

（担保権消滅の許可の申立て）

第百八十六条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。）が存する場合において、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁判所に納付され

判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 5 (略)

第百九十二条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財団の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2 5 (略)

(強制執行の禁止等)

第二百四十九条 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百七条第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続は中止する。

2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続及び破産債権に基づく財産開示手続は、その効力を失う。

3 (略)

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、破産者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

ることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 5 (略)

第百九十二条 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財団の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2 5 (略)

(強制執行の禁止等)

第二百四十九条 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百七条第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）又は破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているものは中止する。

2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続は、その効力を失う。

3 (略)

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 (略) 4 第二項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を同項に規定する登記所に嘱託しなければならない。 5 7 (略) (説明及び検査の拒絶等の罪) 第二百六十八条 (略) 2 (略) 3 破産者が第八十三条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があつた場合において第二百三十条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。 4 第八十三条第二項に規定する破産者の子会社等(同条第三項において破産者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者等が、その破産者の子会社等の業務に関し、同条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。	2・3 (略) 4 第一項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。 5 7 (略) (説明及び検査の拒絶等の罪) 第二百六十八条 (略) 2 (略) 3 破産者が第八十三条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があつた場合において第二百三十条第一項第二号又は第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。 4 第八十三条第二項に規定する破産者の子会社(同条第三項において破産者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)又は連結子会社の代表者等が、その破産者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。
--	---